

基本計画

平成23年度～平成32年度

基本計画目次

第1章 施策体系	61
第2章 フィールド別基本計画	62
基本計画の見方	62
フィールド1：快適交流	65
1-1. 良好な都市空間の形成	66
1-2. 道路の整備	68
1-3. JR新居浜駅周辺の整備	70
1-4. 安心な住宅の整備	72
1-5. 公園・緑地の整備	74
1-6. 港湾の整備	76
フィールド2：環境調和	79
2-1. 地球環境の保全	80
2-2. 生活環境の保全	82
2-3. ごみ減量の推進	84
2-4. 下水道施設の整備	86
2-5. 安心して安全な水道事業の推進	88
フィールド3：経済活力	91
3-1. 工業の振興	92
3-2. 商業の振興	94
3-3. 農業の振興	96
3-4. 林業の振興	98
3-5. 水産業の振興	100
3-6. 観光・物産の振興	102
3-7. 運輸交通体系の整備	104
3-8. 雇用環境の整備・充実	106



フィールド4：健康福祉	109
4-1. 健康づくりと医療体制の充実	110
4-2. 地域福祉の充実	112
4-3. 児童福祉の充実	114
4-4. 障がい者福祉の充実	116
4-5. 高齢者福祉の充実	118
4-6. 社会保障の充実	120

フィールド5：教育文化	123
5-1. 学習活動の充実	124
5-2. 地域づくりの推進	126
5-3. 家庭、地域の教育力の向上	128
5-4. 学校教育の充実	130
5-5. 特別支援教育の充実	132
5-6. 芸術文化の振興	134
5-7. スポーツの振興と競技力の向上	136
5-8. 近代化産業遺産の保存・活用の充実	138



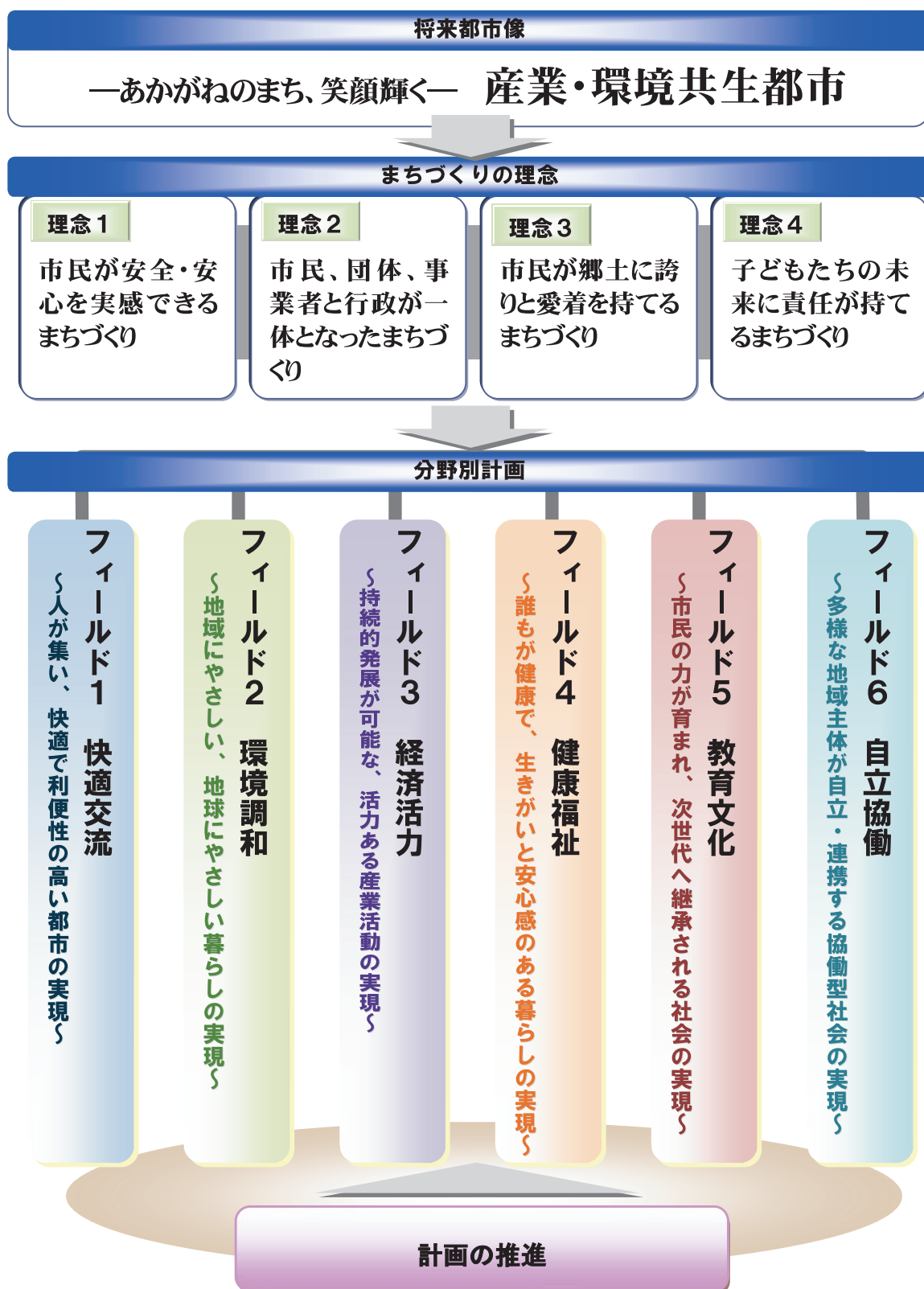
フィールド 6 : 自立協働	141
6-1. 安全安心な生活空間の形成	142
6-2. 消防体制の充実	144
6-3. 消費者の自立支援と相談体制の充実	146
6-4. 男女共同参画社会の形成	148
6-5. 人権の尊重	150
6-6. 地域コミュニティの充実	152
6-7. 多様な主体による協働の推進	154
6-8. 国際化の推進	156

第3章 計画の推進 159

計画の推進	159
7-1. 開かれた市政の推進	160
7-2. 効果・効率的な自治体経営の推進	162
7-3. 情報通信技術（ICT）の利活用と市民サービスの向上	164
7-4. 新市建設計画の推進	166

基本計画体系図 169

第1章 施策体系



第2章 フィールド別基本計画

基本計画の見方

基本計画は、フィールド、施策ごとに整理しており、施策ごとに見開きページで下図に示す構成でまとめています。

当該ページの施策に関連する施策を示しており、関連施策と連携しながら取組を進めます。

施策の10年後の「望ましい姿」を示しており、「望ましい姿」に向けて取組を進めます。

施策に関する現況と課題を分析した上で取組方針を示しており、各方針に基づき基本計画を整理します。

時代の潮流や、本市の強み・弱み、市民意向等から施策の「現況と課題」を抽出しています。

施策の「望ましい姿」を実現するため、主に行政が取り組む活動指標を示しており、平成32年度の計画値の達成に向けて取組を進めます。
※基準年度は現況値の下に表記しています。

施策の「望ましい姿」を実現するため、市民と行政の協働※により達成すべき成果指標を示しており、平成32年度の目標値の達成に向けて取組を進めます。
※基準年度は現況値の下に表記しています。

施策2-1

地球環境の保全

【関連施策】

- 2-2 生活環境の保全
- 2-3 ごみ減量の推進
- 3-1 工業の振興
- 3-3 農業の振興
- 3-4 林業の振興
- 3-7 運輸交通体系の整備
- 5-4 学校教育の充実

望ましい姿 地球環境に配慮したライフスタイルをつくります

取組方針

- ①日常生活や事業活動が原因となる地球温暖化などの影響を認識し、地域でできる地球環境問題への積極的な取組のため、「新居浜市地球高温暖化対策地域協議会※」を中心に、より多くの市民が参加しやすい環境活動を展開します。
また、省エネルギー対策のほか、太陽エネルギーや新たなエネルギー利用の推進を図ることで、環境負荷が少なく、持続可能なエネルギー利用への転換を進めるとともに、二酸化炭素の抑制や防災面などにおいて効果のある農地の保全等にも努めます。
- ②次の世代を担う子どもたちへ、かけがえのない地球環境を引き継ぐために、様々な情報ネットワークをいかして、必要な情報を提供することにより意識啓発を図るとともに、多様な環境政策の推進と実践に取り組みます。
- ③環境自治体会議※に参加することにより自治体間の情報を共有し、バイオマスタウン構想※などの環境政策事業※を実施するための調査研究を行うとともに、様々な環境学習を実施し、より多くの市民に環境について考える機会を提供します。

現況と課題

- 地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、市民・事業者・行政が互いに協働して、今できることから取り組まなければならない問題です。国においては、1990年ベースで2020年までに温室効果ガス※を25%削減することを中期目標に設定しています。
- 本市では、地球温暖化防止を重点目標に掲げていますが、自らの事務事業から排出する温室効果ガスは増加しているため、さらなる排出削減に努めていく必要があります。
- 市民の自然への関心が高まる中で、多様な生物と身近に接することができる場や機会の提供、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を進める必要があります。
- 様々な環境学習講座の実施により、一人でも多くの人に環境について考えてもらう機会を提供する必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■住宅用太陽光発電施設に対する補助戸数(累計)	110戸 (平成21年度)	1,320戸
■公的施設における太陽光発電施設設置数	1基 (平成21年度)	30基

成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■市域の温室効果ガス排出量削減	(平成23年度 算出予定)	現況値10%減
■市の事務事業における温室効果ガス排出量	32,775t-CO ₂ (平成21年度)	26,540t-CO ₂

基本計画

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
2-1-1 地球温暖化防止対策の推進	○	・環境マネジメント®の推進 ・環境保全施策の推進 ・地球高温暖化対策地域協議会活動の推進
2-1-2 地球環境問題の意識啓発の充実		・環境活動に関する市民意識の向上 ・自然との共生事業の推進
2-1-3 環境学習・環境教育の推進		・環境保全に関する学習機会の創出 ・環境自治体会議との連携の推進 ・青少年への環境教育の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	地球温暖化などの環境問題に関して市民へ広報するとともに、環境活動への支援や学習機会の創出を図り、意識啓発に努めます。
市民	多方面における環境活動を行うとともに、様々なアイデアによる情報発信を行い、環境問題に対する意識の向上に努めます。
事業者	専門資格者等による助言や環境活動手法の情報提供などを行います。



▲みどりのカーテン



▲新居浜市地球高温暖化対策地域協議会

● 個別計画

- ・新居浜市環境基本計画（いほま環境プラン）……………平成15年度策定<平成21年度見直し>
- ・新居浜市環境保全行動計画……………平成16年度策定<平成21年度見直し>
- ・エコアクションプランにいはま……………平成16年度策定<平成21年度見直し>
- ・地球温暖化対策地域計画……………平成25年度策定予定

前ページの「取組方針」に対応した基本計画を示しています。

基本計画の中で、前期5年間（平成23年度～平成27年度）において重点的に取り組む計画を示しています。

基本計画ごとに、何に取り組むかを示しており、主な取組内容を記載しています。

協働のまちづくりに向けた「行政」「市民」「事業者」の取組を示しており、それぞれが役割分担しながら、まちづくりを進めます。

施策に関する各分野の「個別計画」を示しています。

フィールド2
環境調和



▲ 広瀬公園の満開の桜

快適交流

フィールド1 快適交流

フィールド1：快適交流 ～人が集い、快適で利便性の高い都市の実現～

施策

基本計画

1-1.
良好な都市空間の形成

働きやすく暮らしやすいまちをつくります

1. 計画的な土地利用の推進
2. 地籍調査※の推進

1-2.
道路の整備

産業活動と市民生活を支える安全な道路を整備します

1. 広域幹線道路の整備
2. 市域内幹線道路の整備
3. 生活道路の充実
4. 道路交通安全対策の推進

1-3.
JR新居浜駅
周辺の整備

にぎわいあふれるJR新居浜駅周辺を整備します

1. JR新居浜駅周辺の公共施設整備
2. 駅南北一体化による新都市拠点の形成

1-4.
安心な住宅の
整備

良質な住宅を整備します

1. 公営住宅等の整備
2. 住宅及び住環境の整備
3. 高齢者の住宅の確保
4. 住宅・住環境の防災性の向上

1-5.
公園・緑地の
整備

市民に親しまれる公園・緑地を整備します

1. 既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実
2. 公園・緑地整備の推進
3. 総合運動公園整備の推進
4. 良好な景観の形成

1-6.
港湾の整備

産業と安心した市民生活を支える港湾を整備します

1. 物流の高度化に対応する公共ふ頭整備
2. 大規模地震対策施設の整備
3. 港湾・海岸施設の適切な管理と長寿命化



望ましい姿 働きやすく暮らしやすいまちをつくります

取組方針

- ① 中心市街地と周辺部生活拠点において、地域の実情に即したきめ細かい土地利用調整を行うため、本市における総合的な土地利用計画を策定し、集約型都市構造*への転換を図ります。
用途地域*周辺部などの既成市街地内にある用途白地地域*については、周辺との調和を図りつつ用途地域へ指定を行い、適正な土地利用の推進を図ります。
市街地については、低・未利用地対策として、土地の高度利用*を図ります。
地域の特性に応じた快適な都市環境の形成を図るため、道路、公園などの地区施設の整備や建築物などの土地利用規制・誘導の制度である地区計画の導入を検討します。
市街地の無秩序な拡大を抑制するために、開発許可基準の見直しを行います。
官公庁周辺地区については、国の合同庁舎の整備に向けた働きかけを行います。
荷内沖は長期的展望に立ち、産業構造の多様化に対応した臨海性産業用地としての活用を検討します。
- ② 土地の実態を正確に把握し、土地取引や公共事業の円滑化、災害時の早期復旧など、広範囲にわたって利活用できるように計画的な地籍調査を進めます。

現況と課題

- ・線引き*廃止(H16.5)により土地利用規制が緩和されました。市内での土地利用条件の均衡化が図られた結果、用途白地地域における農地転用、開発行為、建築確認件数が増加しておりスプロール化*が懸念されています。
中心市街地に用途白地地域が島状に残るなど、用途地域と市街地（人口集中地区：D I D地区）とが整合していません。また、市街地内には農地が点在しており、袋地などでは低・未利用地がみられます。このため、市街地内の土地を有効活用することにより中心市街地及び周辺部の既成市街地に集約した都市構造を実現し、持続可能な発展を目指す必要があります。
市役所周辺地区は、市庁舎、市民文化センターをはじめ、国の諸機関などが一団を形成して立地しており、中心業務地区としての大きな役割を果たしてきたものの、分散化傾向にあり、高度利用がなされていません。そのため、各施設の集約化が必要となっています。
新居浜港東港地区周辺は、多喜浜、黒島、垣生工業団地及び多極型産業事業用地等を擁し、産業拠点の一翼を担っていますが、地域特性に応じた機能強化と企業交流・連携を進め、新規企業を誘致あるいは既存企業の市外流出を防ぐため、新たな工業用地の創出が必要となっています。
- ・本市では、国土調査法に基づく地籍調査は市内の一部の実施にとどまっています。地籍調査は一筆ごとの土地の境界、面積、形状などを正確に示すことができ、あらゆる土地関連行為の基礎データとして重要な役割を果たすことから、計画的に取り組む必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■用途地域面積	2,526.8ha （平成 21 年度）	2,685.7ha
■地籍調査済面積（累計）	1,166ha （平成 21 年度）	2,475ha

● 成果指標と目標値

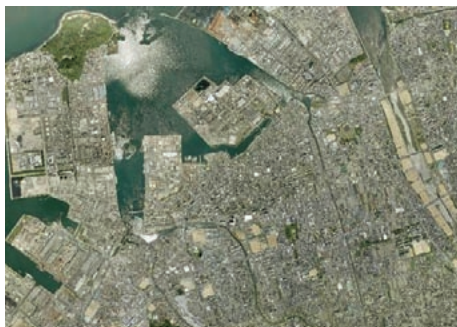
成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 行政区域内人口に対する用途地域内人口割合	56.6% (平成 21 年度)	60.0%
■ 地籍調査進捗率	5.0% (平成 21 年度)	10.6%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
1-1-1 計画的な土地利用の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の策定 ・総合的な土地利用計画の策定 ・建築基準法指定道路台帳の整備
1-1-2 地籍調査の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な地籍調査の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	良好な都市空間の形成を図るため、適正かつ合理的な土地利用を推進します。
市民	計画的な土地利用への積極的な参加・協力を努めます。
事業者	適正な土地利用への理解・協力を努めます。



▲ 中心市街地(航空写真)



▲ 中心市街地と周辺部

● 個別計画

- ・新居浜市都市計画マスタープラン 平成 18 年度策定
- ・新居浜都市計画区域マスタープラン(愛媛県策定) 平成 20 年度策定

【関連施策】

- 1-1 良好な都市空間の形成
- 3-7 運輸交通体系の整備
- 4-2 地域福祉の充実
- 6-1 安全安心な生活空間の形成

望ましい姿 産業活動と市民生活を支える安全な道路を整備します

取組方針

- ①国道 11 号は、本市の交通ネットワークの基盤となる道路であるとともに、広域的な都市間の交流や連携を担う重要な幹線道路であることから、現国道の交通混雑の早期緩和や市街地のアクセス向上等を図るため、国道 11 号新居浜バイパスの全線供用に向けた整備を進めます。
- ②広域交流幹線道路とのアクセス性向上や分散している拠点間との連携を図るとともに、交通混雑解消によるスムーズな移動や快適かつ計画的なまちづくりを進めるため、都市計画道路など都市の骨格を構成する市域内幹線道路の整備を推進します。
- ③市道などの生活道路は、日常生活の中で最も身近な道路であり、円滑で安全かつ快適な通行を確保するため、狭小な道路の拡幅改良や自転車・歩行者道の整備、交差点の改良等の整備を進めます。また、劣化した舗装の更新や老朽化した橋りょうの修繕・架け替えなど適正な管理に努め、生活道路の充実を図ります。
- ④高齢者や障がい者、子どもなど交通弱者に限らず誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の段差解消などのバリアフリー化を推進するとともに、見通しの悪い交差点でのカーブミラー設置や歩行者自転車用防護柵の設置など、道路交通安全対策を推進します。

現況と課題

- ・国道 11 号は、広域交流幹線道路として産業・経済等を支える最も重要な幹線道路ですが、通過交通量は飽和状態で慢性的な渋滞が発生しており、新居浜バイパスの早期整備が必要です。
- ・隣接する市を結ぶ幹線道路や主要幹線道路と市街地を結ぶ道路、都市の骨格を構成する都市計画道路等では、整備の遅れにより交通混雑の発生や移動に時間がかかるなどしており、市域内幹線道路の整備が必要です。
- ・身近な生活道路においては、幅員が狭小な道路や自転車歩行者道が整備されていない道路があるとともに、舗装や橋りょうは経年により劣化や老朽化が進んでおり、安全な通行を確保するためには舗装の補修や橋りょうの修繕、架け替え等が必要です。
- ・歩道においては、段差により自転車や歩行者の通行に支障となる箇所が多く、またガードレールや信号機の設置されていない危険な箇所もあり、歩道のバリアフリー化や交通安全施設の整備が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■ 11 号バイパス供用延長(累計)	2.4km (平成 21 年度)	9.3km (整備完了時)
■ 都市計画道路の整備延長(累計)	47.4km (平成 21 年度)	61km
■ 市道改良延長(累計)	276km (平成 21 年度)	313km
■ バリアフリー歩道整備延長(累計)	7.7km (平成 21 年度)	18km

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■市街地(船木～大生院)通過時間	21分 (平成21年度)	12分 (整備完了時)
■都市計画道路の整備率	51.9% (平成21年度)	67.0%
■市道改良率	58.1% (平成21年度)	62.0%
■バリアフリー歩道整備率	33.5% (平成21年度)	81.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
1-2-1 広域幹線道路の整備	○	・国道11号バイパスの整備推進
1-2-2 市域内幹線道路の整備	○	・都市計画道路上部東西線等の整備推進
1-2-3 生活道路の充実		・市道横水松木線等の整備促進 ・生活道路の適正な維持管理 ・橋りょうの修繕、架け替えの実施
1-2-4 道路交通安全対策の推進		・歩道のバリアフリー化、防護柵など交通安全施設の整備推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	幹線道路や生活道路等の整備を行うとともに維持補修など既存施設の適正な管理に努めます。
市民	道路整備への理解や沿道緑化・道路清掃など、まちづくりのための支援活動に取り組みます。
事業者	道路整備への理解や沿道緑化・道路清掃など、まちづくりのための支援活動に取り組みます。



▲国道11号バイパス(星原町付近)



▲都市計画道路新居浜駅菊本線

● 個別計画

- ・新居浜市都市計画マスタープラン.....平成18年度策定
- ・新居浜市都市交通マスタープラン、同都市交通戦略.....平成20年度策定
- ・新居浜市道路橋長寿命化修繕計画.....平成21年度策定

【関連施策】

- 3-6 観光・物産の振興
- 3-7 運輸交通体系の整備
- 5-6 芸術文化の振興
- 5-8 近代化産業遺産の保存・活用の充実

望ましい姿 にぎわいあふれる JR新居浜駅周辺を整備します

取組方針

① 駅前広場（北側、南側）、南北自由通路、駐車場、駐輪場、公衆トイレを整備し、公共交通の利便性、歩行者の快適性といったサービスの向上を図り、市の顔、玄関口にふさわしい整備を行います。

バス、タクシー、一般車を一括集約し、バリアフリー化された交通環境の整備を行うとともに、機能面やデザイン面に配慮した交通結節点*の整備を行います。

先人達が歩んだ歴史と文化が感じられ、シンボルとなるモニュメントを設置します。

にぎわいづくりの核施設となる総合文化施設*（仮称：あかがねミュージアム）は、管理運営手法を確立させた上で、市民活動の拠点や来街者のエントランスとして整備します。

② 駅周辺の道路網や駅南地区の整備方針の検討を行うとともに、鉄道と道路との立体交差化については、長期的な視野に立ち連続立体交差事業を含めた多様な検討を行い、駅周辺の南北市街地が一体となった新都市拠点づくりを推進します。

現況と課題

- ・ 駅の北側は、土地区画整理事業による都市基盤整備と土地の再編を行ってきましたが、老朽化している跨線橋*の設置換えや、不足している駐車場、駐輪場等の整備が必要です。また、集客の核となる公共施設整備が求められています。
- ・ 鉄道によって分断されている駅周辺の南北市街地の一体化に向けた取組が必要です。また、駅南地区は、道路等の都市基盤が未整備のため、有効な土地利用がなされていない状況です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 公共駐車場台数（駅利用）	50 台 （平成 21 年度）	70 台
■ 公共駐輪場台数（駅利用）	仮設 400 台 （平成 21 年度）	700 台

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 駅周辺のにぎわいに対する市民満足度	5.0% （平成 20 年度）	25.0%
■ JR新居浜駅年間乗降客数	140 万人 （平成 20 年度）	145 万人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
1-3-1	○	・南北自由通路、駐車場、駐輪場、公衆トイレ等駅周辺施設の整備
1-3-2		・駅南北一体化に向けた整備方針の決定、整備方針に基づく事業実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	快適で利便性の高い公共施設の整備と、長期的な視点に立った道路網整備や、適切な土地利用の誘導を行うとともに、市民や関係機関への情報提供や周知を図ります。
市民	にぎわいづくりの核となる総合文化施設（仮称：あかがねミュージアム）や民間商業業務施設を積極的に活用し、駅周辺が市民活動の拠点となり、また市のエントランスとして成熟したまちになるよう努めます。
事業者	まちづくりに積極的に参画するとともに、有効な土地利用と景観形成に努めます。



▲ JR新居浜駅周辺整備計画図



▲ シンボルロード（新居浜駅港町線）

● 個別計画

- ・新居浜市都市計画マスタープラン.....平成 18 年度策定
- ・新居浜駅周辺地区整備計画.....平成 19 年度策定
- ・新居浜都市計画区域マスタープラン（愛媛県策定）.....平成 20 年度策定

【関連施策】

- 4-2 地域福祉の充実
- 4-5 高齢者福祉の充実
- 6-1 安全安心な生活空間の形成

望ましい姿 良質な住宅を整備します

取組方針

- ①適正な管理戸数を維持し、「新居浜市公営住宅等長寿命化計画^{*}」等により計画的な建替を行い、住宅のセーフティーネットとしての機能を高めていきます。
- ②耐震性やバリアフリー性能等、基本的性能が確保されたものとして維持管理されるよう、個々の老朽住宅の状況に応じて、計画的な改修・修繕を適切に実施します。
- ③入居制限を受けやすい高齢者世帯等の住宅の確保に努めます。
- ④民間木造住宅における耐震改修の必要性を啓発し、住宅及び住環境について防災性の向上を図ります。

現況と課題

- ・新居浜市の公営住宅等の全体管理戸数は 2,080 戸です。これら施設のうち老朽化した住宅施設について、計画的な建替等による良質な公共賃貸住宅の供給の推進が課題となっています。
- ・新居浜市の管理する公共賃貸住宅のうち 60%以上が昭和 54 年以前建設の築 30 年以上経過した住宅です。これらの老朽施設について、計画的に予防保全的な維持管理を推進することにより長寿命化を図りライフサイクルコスト^{*}の縮減が重要な課題となっています。
- ・急速に高齢化が進む中、不足する高齢者用住宅の整備が課題となっています。
- ・民間住宅の耐震性確保について関心が高まっている中、新居浜市では平成 16 年度より民間木造住宅の耐震診断に対する補助制度を実施していますが、年度ごとの目標数の達成には至っていません。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■公営住宅の耐震化工事実施棟数（累計）	0棟 （平成 21 年度）	20 棟
■民間木造住宅耐震診断補助	5 戸 （平成 21 年度）	25 戸
■民間木造住宅耐震改修補助	0 戸 （平成 21 年度）	15 戸

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■公営住宅ストック [*] の耐震化率	49.1% （平成 21 年度）	66.6%
■高齢者円滑入居賃貸住宅の登録件数（累計）	4 件 （平成 21 年度）	10 件
■民間木造戸建住宅の耐震化率	48.5% （平成 20 年度）	80.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		重点	主な取組内容
1-4-1	公営住宅等の整備	○	・老朽化した公営住宅の計画的な建替
1-4-2	住宅及び住環境の整備		・公営住宅の計画的な耐震改修・修繕
1-4-3	高齢者の住宅の確保		・高齢者向け優良賃貸住宅*建設推進のための支援
1-4-4	住宅・住環境の防災性の向上		・民間木造戸建住宅の耐震性能向上のための支援

● 協働のまちづくりのための取組

行政	老朽公営住宅の建替と耐震改修を実施し安全性の確保に努めるとともに、バリアフリー性能の向上等居住環境の改善を図ります。
市民	住宅の耐震改修を実施し、自己住宅の防災性能の向上を図ります。
事業者	高齢者円滑入居賃貸住宅への積極的な登録等を行い、高齢者の居住の安定に努めます。



▲新しく改修された市営住宅の外部物置



▲市営住宅の共用階段に整備された手摺

● 個別計画

- ・新居浜市公営住宅ストック総合活用計画.....平成 15 年度策定
- ・地域住宅計画【新居浜市】.....平成 18 年度策定
- ・新居浜市公営住宅等長寿命化計画.....平成 23 年度策定予定

望ましい姿 市民に親しまれる公園・緑地を整備します

取組方針

- ①既存の公園については、施設の老朽化に伴い各施設の現状や利用する市民の意向を把握し、効率的かつ計画的な施設の更新・拡充による再整備を図ります。
また、公園の清掃や除草、樹木の剪定等の維持管理を実施するとともに、公共施設愛護事業^{*}などを推進し、市民との協働^{*}による公園管理の充実を図ります。
- ②公園の不足している地区には借地方式や公共の未利用地の活用等を検討し、新規公園の整備を推進します。
道路に隣接する公有地等を利用し、ポケットパーク^{*}や緑地の整備を図ります。
公園の機能や施設について、計画策定段階から市民参画による公園整備を推進します。
- ③大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる施設の整備に向け、総合運動公園の長期的な位置付けを行い、立地場所や施設内容、規模等も含めた実現化方策等を検討します。
- ④市民との協働による景観計画^{*}の策定について検討を行い、住民・事業者・行政が一体となって、景観形成を図ります。

現況と課題

- ・既存の公園については、開設以降年数が経過し、施設が老朽化しているため、多くの市民が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な維持管理が必要です。
- ・少子高齢化など社会情勢の変化により公園に対する市民ニーズが多様化しており、また、防災機能を有した公園整備も求められています。
- ・現市民体育館は、各種全国大会などを開催するには、収容能力・設備等が十分でなく、また、市民プールについても老朽化が進んでいます。各種団体をはじめ多くの市民から、多種多様なイベントや全国規模の大会などが開催できる総合運動公園の建設が望まれています。
- ・近年都市景観に配慮した美しいまちづくりが求められています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■都市公園設置数(累計)	22箇所 (平成21年度)	31箇所
■景観計画区域面積(累計)	0ha (平成21年度)	40ha

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■公園・緑地における公共施設愛護事業参加者数	1,468 人 （平成 21 年度）	1,894 人
■都市公園面積（市民 1 人当たり）	10.62 m ² （平成 21 年度）	13.21 m ²
■都市景観に配慮したまちづくりに対する市民満足度	6.0% （平成 20 年度）	15.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
1-5-1 既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実		<ul style="list-style-type: none"> 公園整備の推進 公園の適正な管理 都市公園長寿命化計画の策定及び対策の実施
1-5-2 公園・緑地整備の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園整備の推進（街区・近隣公園）
1-5-3 総合運動公園整備の推進		<ul style="list-style-type: none"> 総合運動公園整備についての検討（立地場所・施設内容・規模等）
1-5-4 良好な景観の形成		<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働による景観計画の策定

● 協働のまちづくりのための取組

行政	既存公園の適正な維持管理と施設の更新を行い、新規公園の整備を図ります。
市民	公園の適正な利用と維持管理に参画します。
事業者	公園の適正な利用と維持管理に参画します。



▲滝の宮公園の大型遊具



▲池田池公園の花植え作業

● 個別計画

- ・新居浜市緑の基本計画.....平成 9 年度策定
- ・新居浜市都市計画マスタープラン.....平成 18 年度策定

望ましい姿 産業と安心した市民生活を支える港湾を整備します

取組方針

- ①世界規模で進む、海上貨物輸送の合理化、効率化の進展に対し、貨物のコンテナ化や船舶の大型化に対応できる公共ふ頭の整備を行います。
- ②切迫した南海地震等の大規模地震の発生に備え、愛媛県地域防災計画※において防災拠点港湾を補完する港湾に位置付けられている、耐震強化岸壁※を整備し、震災時における緊急物資輸送拠点としての機能を確保します。
- ③老朽化が進む港湾・緑地・海岸施設の現状を把握し、適切な管理と改修工事の実施により、施設の長寿命化と市民及び利用者の安全確保を図り、さらに港湾・緑地施設については、一層の利用促進を図ります。

現況と課題

- ・新居浜港は、化学工業品、鉱産品、金属機械工業品の原材料を輸移入し、加工した製品を輸移出する四国屈指の工業地域の輸送拠点として、重要な役割を果たしています。しかし、近年国際的な相互依存関係の進展や、競争の激化等の経済のグローバル化による物流需要の変化、社会環境の変化に対応した、新たな物流機能の確保が求められています。
- ・大規模地震発生時の海上輸送ルートの確保は、地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものです。しかし、新居浜港を含め近隣の港湾には、大規模地震に耐えることができる港湾施設がない状況です。現在、耐震強化岸壁の整備が完了している最も近い港湾には松山港がありますが、松山港からの陸送は、大規模地震災害時には道路機能の麻痺による、一時的な交通の途絶や輸送時間の遅延も予想され、新居浜市民への被災の影響がより甚大になることが危惧されています。
- ・海岸の護岸、港湾施設及び緑地施設の老朽化が進んでおり、適切な維持管理とともに施設の長寿命化が必要となっています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■ 供用している公共岸壁数(累計)	9箇所 (平成21年度)	11箇所
■ 耐震強化岸壁の整備数(累計)	0箇所 (平成21年度)	1箇所
■ 港湾の維持管理計画策定施設数(累計)	3施設 (平成21年度)	108施設

成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■ 公共岸壁の整備率	75.0% (平成21年度)	91.7%
■ 耐震強化岸壁の進捗率	85.1% (平成21年度)	100%
■ 港湾の維持管理計画策定施設進捗率	2.8% (平成21年度)	100%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		重点	主な取組内容
1-6-1	物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜港港湾計画の見直し ・貨物需要に対応した公共ふ頭の整備
1-6-2	大規模地震対策施設の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の危機管理体制を支える耐震強化岸壁の整備
1-6-3	港湾・海岸施設の適切な管理と長寿命化	○	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設長寿命化対策の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	産業と安心な市民生活を支える港湾を整備するとともに、みなとのにぎわいづくりのための情報提供に努めます。
市民	緑地施設等の快適な環境を維持するための、ボランティアの参加及びマナーの向上に努めます。
事業者	港湾施設の利用促進や、物流の高度化を通して、背後圏域である新居浜市の産業振興に努めます。



▲新居浜港東港地区



▲新居浜港東港地区ふ頭利用状況

● 個別計画

- ・新居浜港港湾計画.....平成 11 年度改訂



▲新居浜港本港地区

環境調和

フィールド2 環境調和

フィールド2：環境調和

～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

施策

基本計画

2-1. 地球環境の保全

地球環境に配慮したライフスタイルをつくります

1. 地球温暖化防止対策の推進
2. 地球環境問題の意識啓発の充実
3. 環境学習・環境教育の推進

2-2. 生活環境の保全

自然を大切にし、共に暮らします

1. 環境監視と連絡体制の充実
2. 環境保全の推進と意識啓発の充実
3. 公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進
4. 葬祭施設等の適正な管理の推進

2-3. ごみ減量の推進

限りある資源を循環させます

1. ごみの減量と3Rの推進
2. 地域環境美化活動の推進
3. 廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進

2-4. 下水道施設の整備

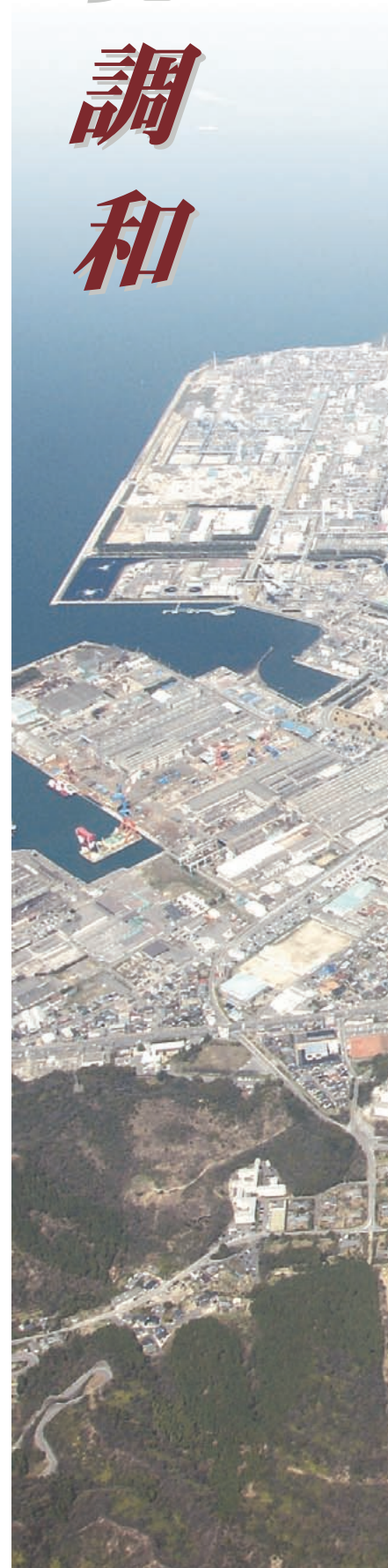
快適で安全な生活環境を整備します

1. 下水道普及率の向上
2. 下水道施設の維持管理・改築更新
3. 防災の充実
4. 潤いのある水辺空間の創出

2-5. 安心で安全な水道事業の推進

安心で安全な水を安定供給します

1. 安心で安全な給水の確保
2. 上水道の安定供給
3. 水道事業の経営基盤の強化
4. 工業用水道の安定供給
5. 工業用水道事業の経営基盤の強化



- 2-2 生活環境の保全
- 2-3 ごみ減量の推進
- 3-1 工業の振興
- 3-3 農業の振興
- 3-4 林業の振興
- 3-7 運輸交通体系の整備
- 5-4 学校教育の充実

望ましい姿 地球環境に配慮したライフスタイルをつくります

取組方針

- ①日常生活や事業活動が原因となる地球温暖化などの影響を認識し、地域でできる地球環境問題への積極的な取組のため、「新居浜市地球高温化対策地域協議会*」を中心に、より多くの市民が参加しやすい環境活動を展開します。
また、省エネルギー対策のほか、太陽エネルギーや新たなエネルギー利用の推進を図ることで、環境負荷が少なく、持続可能なエネルギー利用への転換を進めるとともに、二酸化炭素の抑制や防災面などにおいて効果のある農地の保全等にも努めます。
- ②次の世代を担う子どもたちへ、かけがえのない地球環境を引き継ぐために、様々な情報ネットワークをいかして、必要な情報を提供することにより意識啓発を図るとともに、多様な環境政策の推進と実践に取り組みます。
- ③環境自治体会議*に参加することにより自治体間の情報を共有し、バイオマスタウン構想*などの環境政策事業*を実施するための調査研究を行うとともに、様々な環境学習を実施し、より多くの市民に環境について考える機会を提供します。

現況と課題

- ・地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、市民・事業者・行政が互いに協働して、今できることから取り組まなければならない問題です。国においては、1990年ベースで2020年までに温室効果ガス*を25%削減することを中期目標に設定しています。
本市では、地球温暖化防止を重点目標に掲げていますが、自らの事務事業から排出する温室効果ガスは増加しているため、さらなる排出削減に努めていく必要があります。
- ・市民の自然への関心が高まる中で、多様な生物と身近に接することができる場や機会の提供、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を進める必要があります。
- ・様々な環境学習講座の実施により、一人でも多くの人に環境について考えてもらう機会を提供する必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値(平成 32 年度)
■住宅用太陽光発電施設に対する補助戸数（累計）	110 戸 (平成 21 年度)	1,320 戸
■公的施設における太陽光発電施設設置数	1 基 (平成 21 年度)	30 基

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値(平成 32 年度)
■市域の温室効果ガス排出量削減	(平成 23 年度 算出予定)	現況値 10%減
■市の事務事業における温室効果ガス排出量	32,775t-CO ₂ (平成 21 年度)	26,540t-CO ₂

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		重点	主な取組内容
2-1-1	地球温暖化防止対策の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメント※の推進 ・環境保全施策の推進 ・地球高温化対策地域協議会活動の推進
2-1-2	地球環境問題の意識啓発の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動に関する市民意識の向上 ・自然との共生事業の推進
2-1-3	環境学習・環境教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に関する学習機会の創出 ・環境自治体会議との連携の推進 ・青少年への環境教育の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	地球温暖化などの環境問題に関して市民へ広報するとともに、環境活動への支援や学習機会の創出を図り、意識啓発に努めます。
市民	多方面における環境活動を行うとともに、様々なアイデアによる情報発信を行い、環境問題に対する意識の向上に努めます。
事業者	専門資格者等による助言や環境活動手法の情報提供などを行います。



▲みどりのカーテン



▲新居浜市地球高温化対策地域協議会

● 個別計画

- ・新居浜市環境基本計画（いにはま環境プラン） 平成 15 年度策定<平成 21 年度見直し>
- ・新居浜市環境保全行動計画 平成 16 年度策定<平成 21 年度見直し>
- ・エコアクションプランにいにはま 平成 16 年度策定<平成 21 年度見直し>
- ・地球温暖化対策地域計画 平成 25 年度策定予定

【関連施策】

- 2-1 地球環境の保全
- 2-3 ごみ減量の推進
- 2-4 下水道施設の整備
- 3-1 工業の振興
- 3-5 水産業の振興
- 3-7 運輸交通体系の整備

望ましい姿 自然を大切に、共に暮らします

取組方針

- ①大気の常時監視と水質の定期調査を継続し、環境の監視と保全に努めます。
- ②悪臭・騒音・振動・野焼き・犬ねこの飼い方等の現状を把握するとともに、意識啓発に努め、より安全で快適な生活環境の維持に努めます。
- ③水質汚濁防止と生活排水対策に取り組み、水環境の保全に努めます。
- ④安定した火葬を実施するため、既存施設の維持管理を強化するとともに、新火葬施設整備計画の策定についても検討します。

現況と課題

- ・従来の事業活動に伴う、大気汚染、水質汚濁などの産業型公害は、公害防止技術の進歩や関係法令の整備・改正等により、改善されてきましたが、自動車の排出ガスや生活排水などの日常生活に起因する生活型公害の比重が大きくなってきています。
本市においては、大気測定局において大気の常時監視を実施していますが、引き続き、監視体制の充実を図るとともに、光化学スモッグ注意報発令時などにおける連絡体制の強化に努めます。
- ・悪臭・騒音・振動・野焼き・犬ねこの飼い方等の苦情が寄せられ、現地調査や解決に向けた取組を実施していますが、より安全で快適な生活環境を確保するため、指導・意識啓発を強化していく必要があります。
- ・市街地の拡大や生活習慣の変化に伴い、農業用水路や側溝への生活雑排水の流入が増加しており、生活排水対策として公共下水道事業の推進と合併処理浄化槽の普及に努めてきましたが、今後においても水洗化の普及啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ・斎場施設については、高身長に対応できる炉が不足しており、現在の施設の適切な維持管理とともに新施設の建設が必要となっています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値(平成 32 年度)
■合併処理浄化槽補助基数	55 基 (平成 21 年度)	60 基
■道路交通騒音調査区間数	5 区間 (平成 21 年度)	5 区間
■事業場排水調査件数	13 件 (平成 21 年度)	16 件

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値(平成 32 年度)
■合併処理浄化槽の設置率 (人口普及率)	10.1% (平成 21 年度)	15.5%
■道路交通騒音要請限度達成率	100% (平成 21 年度)	100%
■事業場排水基準達成率	100% (平成 21 年度)	100%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
2-2-1 環境監視と連絡体制の充実	○	・大気監視の充実 ・水質監視の充実
2-2-2 環境保全の推進と意識啓発の充実		・環境調査の推進 ・環境問題に対する指導・意識啓発の強化
2-2-3 公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進		・浄化槽設置の推進
2-2-4 葬祭施設等の適正な管理の推進		・斎場等の適正管理の推進 ・墓地、墓園の適正管理の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	公共下水道認可区域外への合併処理浄化槽設置補助及び消毒薬剤の供与により生活環境を保全し、環境調査の実施や意識啓発の広報に努め、環境に関する苦情や環境問題が発生した際の迅速な対応や連絡体制の充実に努めます。
市民	浄化槽保守点検等の実施及び身近な水路の消毒を行い、近隣への配慮や環境意識の高揚に努め、快適な生活環境づくりをします。
事業者	法の遵守、環境保全協定の履行はもとより、より環境に配慮した事業活動や取組に努めます。



▲まち美化ウォーク



▲環境保全協定締結式

● 個別計画

- ・新居浜市環境基本計画（いはいま環境プラン）.....平成 15 年度策定＜平成 21 年度見直し＞
- ・新居浜市環境保全行動計画.....平成 16 年度策定＜平成 21 年度見直し＞
- ・エコアクションプランにいはいま.....平成 16 年度策定＜平成 21 年度見直し＞

ごみ減量の推進

【関連施策】

- 2-1 地球環境の保全
- 2-2 生活環境の保全
- 5-4 学校教育の充実
- 6-6 地域コミュニティの充実

望ましい姿 限りある資源を循環させます

取組方針

- ①全市民参加で、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に努めごみの減量を図り、再資源化（リサイクル）を推進するため、資源ごみ集団回収や、分別収集を継続して実施するとともに、市民、事業者による生ごみ、使用済み食用油、衣類等の資源化、レジ袋削減の取組等を支援します。また、家庭ごみの一部有料化について検討します。
- ②啓発活動を展開し、ポイ捨てや不法投棄を防止してごみのないまちづくりを推進するとともに、空き地の適正管理の指導強化、不法投棄監視体制の強化や、施設管理者による管理強化により、安全で快適な生活環境の維持を図ります。
ごみステーションの管理については、市、自治会、利用者がそれぞれの役割を果たし、適正管理とまちの美化を図るとともに、ルール違反のごみ出しに対する指導体制の整備を行います。また、ごみ分別等のルールが自然と身に付くよう子ども時代からの教育を行います。
- ③廃棄物処理施設の機能維持と延命化を図るため、長寿命化計画に基づく点検整備や維持管理を行います。

現況と課題

- ・本市では、安定的なごみ処理体制維持のため、最終処分場や焼却施設などの計画的な整備を行ってきました。また、平成18年から9種分別収集を実施し、リサイクルの推進を図るとともに、事業ごみの処理手数料の改定、搬入制限を行う等により、ごみ量の削減に取り組んでいます。しかし、平成21年度では一人一日当たり排出量が全国平均より多く、リサイクル率は全国平均より低い現状です。平成21年10月からは、新しいリサイクル施設の整備や新9種分別収集を開始しましたが、循環型社会*形成実現のため、さらに減量とリサイクルを推進することが必要です。
- ・地域環境の美化については、市民による美化活動や、自治会を中心として多くの人の善意でごみステーションの管理、美化が行われる一方、ルール違反のごみの排出、ポイ捨て、不法投棄が絶えません。さらなる美化意識の向上、分別排出の徹底、ポイ捨て・不法投棄防止の対策が必要です。また、農業従事者の減少、核家族化、高齢化などから空き地の雑草等についての苦情が増加しています。
- ・今後も安定的に適正なごみ処理を行うに当たり、廃棄物処理施設の機能整備及び維持のため、施設の計画的な整備が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■生ごみ処理容器等補助基数	385基 （平成21年度）	1,000基
■レジ袋削減キャンペーン数	20回 （平成21年度）	20回
■資源ごみ集団回収登録団体数	192団体 （平成21年度）	300団体

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■ごみ排出量(一人一日当たり)	1,049g (平成21年度)	887g
■リサイクル率	18.2% (平成21年度)	30.0%
■一斉清掃参加者数	16,000人 (平成21年度)	20,000人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
2-3-1 ごみの減量と3Rの推進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集によるごみの適正処理の推進 ・資源ごみ集団回収等によるリサイクルの推進 ・生ごみ処理容器設置補助等によるごみ減量施策の推進 ・家庭ごみ一部有料化の検討 ・生ごみ等のバイオマス利活用構想の策定
2-3-2 地域環境美化活動の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動及び啓発の推進 ・不法投棄防止活動の推進 ・ごみステーションの適正管理の推進
2-3-3 廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進 ・長寿命化計画に基づく整備の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	適正なごみ処理体制を整備するとともに、ごみの発生抑制や減量に関して、市民・事業者の取組を支援し、また啓発や情報提供、環境教育等を行います。
市民	自らがごみの排出者であることを認識するとともに、排出者としての責任を自覚し、循環型社会の構築に向け、3Rに積極的に取り組むとともに、市の施策に積極的に参画、協力します。
事業者	排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、自ら排出するごみの発生を抑制するとともに、ごみ等の適正処理及び資源としての循環的利用など、環境に配慮した事業活動を行うとともに、市の施策に積極的に参画、協力します。

● 個別計画

- ・新居浜市環境基本計画(いはま環境プラン)平成15年度策定<平成21年度見直し>
- ・平成22年度一般廃棄物処理実施計画.....平成21年度策定
- ・第六期新居浜市分別収集計画平成22年度策定
- ・清掃センター精密機能検査・長寿命化計画平成22年度策定

望ましい姿 快適で安全な生活環境を整備します

取組方針

- ① 公共下水道の整備については、合併処理浄化槽等による整備との比較検討を行った上で、全体計画を見直し、効果効率的な整備を進め、普及率の向上を図ります。併せて、公共下水道の整備進捗による汚水流入量の増加に応じた下水処理場の水処理能力の増強を図ります。また、整備後の区域については、融資斡旋制度等の接続工事に関する情報を周知し、水洗化率の向上を図ります。
- ② 施設の効率的な運用や延命化を図るため、下水処理場及び雨水ポンプ場についてはアセットマネジメント*に基づく長寿命化計画の策定を行い、老朽施設の改築更新の平準化を図ります。また、流入水質及び放流水質が基準値内であるかを監視し、流入水質改善のため除害施設の設置について指導・監督に努め、今後の放流水質基準の見直しに対応した高度処理法による水処理施設の整備を進めます。
- ③ 雨水整備工事については長期にわたり多額の費用を要することから、新技術の採用などによる効果的、効率的な整備に努め、浸水対策を進めます。併せて、砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設の整備を促進し、土砂災害の防止に努めます。
- ④ 潤いのある水辺空間の創出を図るため、河川周辺の除草や浚渫*を行い、環境整備・保全に努めます。また県管理河川においては、排水能力の確保を図るため、堆積土砂の撤去について働きかけます。

現況と課題

- ・ 公共水域の保全、また都市環境の向上のため、公共下水道の整備が求められています。また本市の普及率は全国平均より低い状況であることから、効率的に整備を進める必要があります。
- ・ 昭和 55 年 3 月の下水処理場供用開始以降、公共下水道施設の老朽化が進んでおり、安定した水処理を行うためにも、適正な維持管理や老朽施設の改築更新が必要です。
- ・ 平成 16 年度災害以降、浸水対策としての雨水施設や、土石流対策としての砂防施設のより一層の整備が求められており、早急な整備が必要です。
- ・ 市管理河川は 18 水系 130 箇所ありますが、排水能力の確保や環境保全の観点から、適切な管理が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 汚水管整備延長（累計）	384km （平成 21 年度）	492 km
■ 雨水管整備延長（累計）	85km （平成 21 年度）	96km
■ 下水処理場処理能力	52,165 m ³ /日 （平成 21 年度）	62,120 m ³ /日

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値(平成 32 年度)
■ 公共下水道普及率	56.2% (平成 21 年度)	69.2%
■ 日最大流入水量	43,331m ³ /日 (平成 21 年度)	53,470 m ³ /日
■ 公共下水道雨水整備面積（累計）	350ha (平成 21 年度)	393ha

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
2-4-1 下水道普及率の向上	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道（汚水）の整備促進 ・ 普及向上の促進 ・ 下水処理場の増設
2-4-2 下水道施設の維持管理・改築更新		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の適正な維持管理 ・ 下水処理場・雨水ポンプ場の長寿命化計画の策定及び改築更新 ・ 重要幹線の耐震化の推進
2-4-3 防災の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道（雨水）の整備促進 ・ 土砂災害の軽減
2-4-4 潤いのある水辺空間の創出		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市管理河川の浚渫・除草 ・ 排水路等の適正な維持管理

● 協働のまちづくりのための取組

行政	水環境における水質保全、浸水及び土砂災害の軽減が図られるよう、施設の整備や適切な維持管理に努めます。
市民	整備された施設や制度を有効に利用しながら、水環境へ配慮した生活に努めます。
事業者	除害施設の設置など適正な排水に努めます。



▲ 下水処理場



▲ 土場ポンプ場

● 個別計画

- ・ 新居浜市公共下水道事業全体計画 平成 15 年度策定<平成 23 年度見直し>
- ・ 新居浜市公共下水道事業計画（変更認可） 平成 17 年度策定<平成 23 年度見直し>
- ・ 東予広域都市計画下水道事業計画（変更認可） 平成 17 年度策定<平成 23 年度見直し>

望ましい姿 安心で安全な水を安定供給します

取組方針

- ①水量面では市内井戸からの取水量を把握しながら地下水の保全とかん養に努め、水質面では水安全計画、浄水処理策を検討し、水質検査計画策定と水質検査を継続して行います。また、別子山地区飲料水供給施設の早期完成を図ります。
- ②管路台帳システムを整備し、アセットマネジメントを導入することにより、より効率的な施設の更新及び耐震化計画を策定・実施していきます。中でも配水池※（新山根、船木、金子山）の更新耐震化に併せて容量を増強するとともに、緊急遮断弁の整備を行い事故や災害等に強い上水道を目指します。また、より効果的な漏水調査により、漏水の早期発見を行い、速やかに修理を実施するとともに塩化ビニール管（本管及び給水管）からポリエチレン管や鋳鉄管等へ布設替を行い、塩ビ管率の低減に努め、漏水防止対策を強化し、有収率の向上、水資源の有効利用を図ります。
- ③水道事業の経営基盤の強化を図るため、未収金の縮減や効率的な資金運用を行い、収益の確保に努めます。また、事務事業の省力化・合理化や組織体制の見直しを行い、費用の縮減に努めます。
- ④24 時間即時対応と専門的な機器の保守点検等を行い、適切な維持管理を実施することにより、工業用水の安定供給に努めます。
- ⑤工業用水道の水質の向上と経営の安定化に努めます。

現況と課題

【上水道】

- ・現在は必要な水源水量を確保できていますが、少雨時期には水源の水位低下が問題となっていることから、水源の保全や計画的な水質検査による安心で安全な水源の確保が必要です。また、別子山地区には、現在浄水場施設が2箇所しかなく、保健衛生基盤の整備・拡充が必要です。
- ・既設管路及び施設の老朽化が進み、地震等の自然災害に対する脆弱性が問題となっており、更新及び耐震化が必要です。また、本市管路の塩化ビニール管比率が高いことによる漏水防止対策が必要です。
- ・長期的な水需要の低迷により、給水収益の減少が予想されることから、安定的な収益の確保、効率的な事業運営と事業コストの縮減が必要です。

【工業用水道】

- ・台風や濁水による濁度上昇に対応するため、24 時間即時対応が必要です。また、施設の老朽化も進んでいるため、計画的な施設の更新や適正な維持管理が必要です。
- ・台風や濁水時に濁度異常※が発生した場合減免措置を行っていますが、サービス低下につながる濁度異常への対策を行うとともに、減免による減収を防ぐ必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■水源取水能力	73,000m ³ /日 （平成 21 年度）	83,100m ³ /日
■耐震対策済配水池容量（累計）	3,660 m ³ （平成 21 年度）	13,560 m ³

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 水源余裕率	49.5% （平成 21 年度）	57.5%
■ 配水池耐震施設率	16.6% （平成 21 年度）	43.7%
■ 有収率	92.1% （平成 21 年度）	95.0%
■ 経常収支比率	113.3% （平成 21 年度）	106.2%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
2-5-1	安心で安全な給水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水安全計画の策定 ・ 水道施設監視システムの更新 ・ 別子山地区の飲料水の安定供給
2-5-2	上水道の安定供給	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備計画の策定 ・ 施設及び管路の耐震化 ・ アセットマネジメント手法による更新計画の策定
2-5-3	水道事業の経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未収金の縮減及び効率的な資金運用 ・ 事務事業の省力化・合理化及び組織体制の見直し
2-5-4	工業用水道の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の保守点検及び維持管理の強化
2-5-5	工業用水道事業の経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用水道配水設備の適正化

● 協働のまちづくりのための取組

行政	安心で安全な水が飲めるよう、水道施設の整備や適切な維持管理に努めます。
市民	水は限りある資源であることを意識し、有効な水の利用に努めます。
事業者	水は限りある資源であることを意識し、有効な水の利用に努めます。

● 個別計画

- ・ 新居浜市水道事業経営変更認可..... 平成 22 年度認定
- ・ 新居浜市水道ビジョン..... 平成 22 年度策定



▲リサイクル推進施設搬入状況



▲おいしい水を、子どもたちへ（山根公園噴水）

経済活力

フィールド3 経済活力

フィールド3：経済活力

～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

施策

基本計画

3-1.
工業の振興

創造と活力にあふれるものづくりのまちを推進します

1. 新事業展開の促進
2. 支援体制の強化・拡充
3. 産業を支える人づくり
4. 企業誘致及び立地の促進

3-2.
商業の振興

商業が発展し、商店街が活性化します

1. にぎわいと魅力あふれる商店街の形成
2. 商業の集積と機能の充実
3. 経営・販売促進への支援

3-3.
農業の振興

次世代へ伝えむ農業を推進します

1. 農産物の地産地消の推進
2. 農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進
3. 担い手の育成と営農支援体制の確立
4. 農業生産基盤の整備
5. 農産物のブランド化と高付加価値化の促進

3-4.
林業の振興

林業と環境の調和のとれた森林づくりを進めます

1. 環境保全とふれあいの森林づくり
2. 林業生産基盤の整備
3. 木材の加工流通の整備
4. 林業経営体の育成と就労体制の支援

3-5.
水産業の振興

海を守り将来へつなげる水産業を推進します

1. 漁業生産基盤の整備
2. 漁業協同組合の強化と漁業の担い手の支援
3. 環境にやさしい漁業の推進
4. 水産物の高付加価値化の推進

3-6.
観光・物産の振興

全国に誇れる観光地をつくります

1. 観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実
2. 近代化産業遺産※を活用した観光の振興
3. 太鼓祭りを活用した観光の振興
4. 新居浜ブランドの育成・拡大
5. ホスピタリティの向上と人材育成

3-7.
運輸交通体系の整備

誰もが安心して便利に移動できる交通体系を確立します

1. 公共交通の拡充整備
2. 交通結節点機能の充実強化
3. 物流機能の充実強化

3-8.
雇用環境の整備・充実

安定した雇用創出と働きやすい環境をつくります

1. 雇用対策
2. 働きやすい環境づくり
3. 勤労者福祉の推進



【関連施策】

- 1-1 良好な都市空間の形成
- 1-6 港湾の整備
- 2-1 地球環境の保全
- 2-2 生活環境の保全
- 3-8 雇用環境の整備・充実

望ましい姿 創造と活力にあふれるものづくりのまちを推進します

取組方針

- ① 中小企業の新事業展開・産学連携*の推進及び市場開拓による経営基盤の強化を支援します。また、関係機関に対する支援や中小企業振興条例による補助事業を継続して行います。
- ② 東予産業創造センターや新居浜工業高等専門学校等の産業支援機関を活用し、効果的な企業支援を行うため、支援機関連絡会議（仮称）の設置等により、情報の共有と活用を図り、さらなる産学連携を推進します。
- ③ 東予産業創造センターや関係機関と連携し、企業ニーズに応じた人材育成システムを構築するとともに、人材育成施設等の活用により、現場における指導者の養成や若年労働者の技術・技能の向上を図ります。
- ④ 工業用地への立地推進を行うとともに、臨海部及び内陸部の工業用地の検討を行い、新たな工業用地の確保に努めます。また、企業立地奨励金や低炭素社会に対応した設備投資等に対する支援等を継続することにより、積極的な企業誘致活動及び既存企業の新規投資促進施策を行います。

現況と課題

- ・ものづくり企業や長年にわたり培われた技能・技術の集積地としての強みである機械加工やプラントメンテナンス等の技術の維持、向上を図り、ものづくりのまちとしての技能・技術を広くアピールするとともに、自社製品・技術の開発や取引先開拓へ向けた取組への支援が必要です。
- ・市内にある産業支援機関のネットワークがフル活用されていないことから、地域が一体となって市内企業の事業展開を支援する必要があります。
- ・団塊世代の大量退職や若者の技能職離れにより、ものづくりの技術や技能の伝承が困難となっているため、ものづくり人材の育成、確保が急がれます。
- ・グローバル化が進展する中、製造業においても海外移転が進んでいます。このような状況において、企業立地の促進、また、既存企業の市外流出を防ぐために、企業用地の確保（道路、港湾等の整備を含む）や企業立地奨励金等の交付による支援を継続することが必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■新事業展開支援企業数	20 件 （平成 21 年度）	20 件
■支援機関連絡会議（仮称）の開催回数	—	3 回
■人材養成事業補助金交付件数	14 件 （平成 21 年度）	28 件
■企業立地奨励金交付件数	11 件 （平成 21 年度）	15 件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■新製品開発事業補助件数	4 件 (平成 21 年度)	5 件
■共同研究事業補助件数	0 件 (平成 21 年度)	2 件
■人材養成事業補助対象者数	30 人 (平成 21 年度)	60 人
■企業立地奨励金に係る新規雇用者数	94 人 (平成 21 年度)	100 人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-1-1 新事業展開の促進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の新事業展開への支援 ・中小企業振興条例に基づく助成
3-1-2 支援体制の強化・拡充		<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業振興ビジョン中間見直し ・東予産業創造センターへの支援 ・産業支援機関連絡会議関係 ・中小企業融資制度に基づく低利融資
3-1-3 産業を支える人づくり	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり人材育成の推進 ・中小企業振興条例に基づく助成
3-1-4 企業誘致及び立地の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進条例に基づく助成 ・東予港地区の工業用地造成 ・市工業用地への立地の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	新居浜のものづくり活動の継続、発展のため、企業立地の推進と意欲ある企業に対する支援に努めます。
市民	新居浜が、ものづくりのまちであることを認識します。
事業者	企業の技術・魅力向上に努め、市内におけるものづくり事業活動を展開します。



▲火力発電所



▲工場見学

● 個別計画

- ・新居浜市ものづくり産業振興ビジョン 平成 21 年度策定

【関連施策】

- 1-1 良好な都市空間の形成
- 3-8 雇用環境の整備・充実

望ましい姿 商業が発展し、商店街が活性化します

取組方針

- ① 商店街への人の流れをつくり、より多くの人々が、各店舗を訪れる機会を生むイベントの開催や地域の魅力の発信等商店街における集客力を高める取組に対し、支援を行います。
- ② 中心市街地に商業施設を誘導するため、中心市街地等の空き地の状況把握、情報提供や助成制度等支援策を検討します。
- ③ 経営相談や融資制度、中小企業振興条例による助成制度の充実を図るとともに、インターネットを使った新たな販売手法や店舗診断等に対する支援を拡充するなど、魅力とサービスの向上を目指す前向きでやる気のある店舗に対する支援を検討します。

現況と課題

本市の小売業・卸売業の店舗数や商品販売額は減少傾向にあり、昭和通り・登り道の中心商店街、喜光地商店街においては、モータリゼーション*の進展や大規模小売店舗の郊外への出店、人口の郊外分散化等の複合的要因により、空き店舗が増加し、衰退傾向が続いています。

- ・ 商店街においては、単発的なイベントの開催による集客はありますが、一過性のものとなっており、恒常的な集客につながっていないため、様々な事業と連携しながら、通年制をもった賑わい創出を図ることが必要です。
- ・ 大規模小売店舗については、一部を除き法的な規制がないことから、市街地・郊外を問わず市内各所に出店されており、中心市街地等への商業機能の集積を図る必要があります。
- ・ 一店舗当たりの商品販売額は減少していませんが、店舗数は減少しており、商業を取り巻く環境が悪化していることから、各店舗が専門性等の向上に努めるとともに、経営基盤強化等の必要な支援を行う必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■ 中心商店街イベント開催件数	8件 (平成21年度)	26件
■ 中心市街地出店に対する情報提供件数	0件 (平成21年度)	5件
■ 中小企業振興資金等融資件数	192件 (平成21年度)	157件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 中心商店街の年間商品販売額	12,254 百万円 (平成 18 年度)	12,300 百万円
■ 中心市街地への商業施設出店数	0 店 (平成 21 年度)	1 店
■ 小売業の年間商品販売額	124,926 百万円 (平成 18 年度)	125,000 百万円

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-2-1	にぎわいと魅力あふれる商店街の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の活性化支援 ・ 商業振興センターの活用
3-2-2	商業の集積と機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興条例に基づく助成
3-2-3	経営・販売促進への支援	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業融資制度に基づく低利融資 ・ 中小企業振興条例に基づく助成

● 協働のまちづくりのための取組

行政	商業の振興、活性化が図られるよう側面的支援を行います。
市民	市民団体による商店街イベントへの参加や市内での商品購入を心がけます。
事業者	専門性を高める等各商店の魅力の向上に努め、商業の振興、商店街の活性化を図ります。



▲ 中心商店街 夏まつり



▲ 喜光地商店街 よっしゃコンガ

● 個別計画

- ・ 新居浜市中心市街地活性化基本計画 平成 10 年度策定

【関連施策】

- 2-1 地球環境の保全
- 3-1 工業の振興
- 3-2 商業の振興
- 3-6 観光・物産の振興
- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 5-4 学校教育の充実

望ましい姿 次世代へ伝え育む農業を推進します

取組方針

- ①新居浜産農産物の消費拡大を図るために、新鮮で安全・安心な地元農産物を展示即売する農産物直売所の運営を支援し、競争力をつけるための先進的技術の導入による産地育成強化や産地消推進の体制づくりに取り組みます。
- ②農地の有効利用と生産の効率化を図るために、認定農業者*を中心とした担い手への農地の集積に努めるとともに企業の農業参入を支援していきます。また、防災や環境保全にも寄与する農地の保全策を検討し実施するとともに、農業者の生産意欲を高めるために、イノシシの駆除等による農作物の被害防止などに努めます。
- ③本市農業の担い手の確保・育成を図るために、農業が魅力ある産業となるよう、農業者の生産意欲を高め、所得向上が図られる体制づくりとともに、農業関係団体等が連携しながら、農業者への営農環境を整え、トータル的な営農支援体制を確立させていきます。また、新規就農希望者や野菜工場*の設置等、農業に関心のある企業の農業への参入を支援します。
- ④標準的な耐用年数を経過していくものの増加が見込まれる農業水利施設*については、関係団体及び関係者との協議結果を踏まえ、優先順位をつけるなど、計画的な支援及び事業実施を図ることによって、施設の機能維持及び農地の有効活用に努めます。
- ⑤新居浜産農産物の生産量と農業所得の向上を図るために、大島の七福芋（白いも）のような農産物自体のブランド化に加え、新居浜産農産物をいかした特産品や加工品の開発といった他の地域産と差別化された農産物のブランド化と高付加価値化を支援します。

現況と課題

本市の農業を取り巻く環境は、小規模兼業農家が大半を占め、農業従事者の減少と高齢化による担い手不足等により、耕作放棄地*が増加しています。さらに、イノシシ等有害鳥獣による被害が、農業者の生産意欲を減退させる一因にもなっています。また、生産基盤である水路・農道等の老朽化が進行しています。一方、消費者の食の安全や健全な食生活に対する関心が高まってきており、新鮮で安全・安心な地元農産物や環境にやさしい農業を求める傾向が強くなってきています。今後、本市農業を持続性のある産業とするためには、次のような取組を行う必要があります。

- ・新居浜産農産物の消費拡大への取組として、農産物直売所の運営を支援し、競争力をつけるための先進的技術の導入による産地育成強化や産地消の体制づくりが必要です。
- ・国内の食料供給力を強化するために、耕作放棄地対策の強化と有害鳥獣による農作物被害の防止に努めるとともに、環境にやさしい農業の推進が必要です。
- ・担い手の確保・育成には、生産意欲を高めるための施策の推進や農業者の所得向上が図られる体制づくりなどトータル的な営農支援体制の整備が必要です。
- ・各土地改良区*の実情に応じた生産基盤の整備が必要です。
- ・農商工連携を推進し、農業の第六次産業*化等も検討しながら、魅力ある新居浜ブランド農産物の創出と高付加価値化の促進が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■地産地消を推進する標語とマスコットキャラクターを活用したPR手段件数	1 件 (平成 21 年度)	15 件
■遊休農地活用件数	54 件(平成 21 年度)	159 件
■新規就農相談・営農推進連絡会議等の開催数	14 回(平成 21 年度)	18 回
■水路改修延長(H20~累計)	L=1,165m (平成 21 年度)	L=6,500m
■農商工連携、農業の第六次産業化への取組件数(累計)	7 件(平成 21 年度)	17 件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 農産物直売所(あかがね市)売上高	19,377万円 (平成 21 年度)	22,990万円
■ 耕作放棄地(遊休農地)面積	133.4ha (平成 21 年度)	113.4ha
■ 認定農業者数	41人 (平成 21 年度)	52人
■ 作付面積(米)	427ha (平成 21 年度)	433ha
■ 農商工連携等で開発された新居浜産農産物を使用した地域特産品数(累計)	9種類 (平成 21 年度)	14種類

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-3-1 農産物の地産地消の推進	○	・新居浜産農畜産物のPR ・地産地消の推進と食育の連携
3-3-2 農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進	○	・有害鳥獣の駆除 ・自然農園の推進 ・遊休農地の活用
3-3-3 担い手の育成と営農支援体制の確立		・担い手及び若い農業者の確保・育成 ・農業共済組合への支援 ・生産調整推進対策
3-3-4 農業生産基盤の整備		・農業用ため池の整備 ・土地改良区への支援(農業水利施設の維持管理・更新)
3-3-5 農産物のブランド化と高付加価値化の促進		・新居浜地域資源のブランド化の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	消費拡大につながる積極的な新居浜産農産物の宣伝活動に努めます。
市民	積極的な新居浜産農産物の購入・消費に協力します。
事業者	農産物の安定供給及び魅力ある農産物の開発に努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市農業振興地域整備計画..... 昭和 48 年度策定<昭和 61 年度見直し>
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想..... 平成 6 年度策定<平成 22 年度見直し>
- ・新居浜市鳥獣被害防止計画..... 平成 21 年度策定

望ましい姿 林業と環境の調和のとれた森林づくりを進めます

取組方針

- ①地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、引き続き間伐[※]等、循環型の森林整備を推進するとともに市民参加型の森林整備についても検討します。併せて間伐材の有効利用を図り、環境保全を推進する木質バイオマス[※]の利活用等についても啓発していきます。また、市民の森の維持管理計画を策定し、老朽化対策に取り組み、自然と市民生活との関わりを一層深めていくための整備や体験学習など、市民が森林とふれあう機会を提供します。
- ②山林の境界の明確化等、適切な管理体制を支援し、低コスト林業を推進するため引き続き林道開設や作業路網の拡大、高性能林業機械の導入支援等林業生産基盤整備の推進に取り組み、資源の有効利用を図るため搬出間伐の増大を目指します。また、県等と連携した放置林防止対策や荒廃竹林の整備を推進します。
- ③林業経営の安定化を図るために、木材流通経路が一体となった加工・流通施設等整備を支援し、林業経営に係るコストダウンを推進することで、販路拡大等、木材流通量の増大を目指します。また、間伐材の有効利用を一層拡大し、地域産材の利活用を推進するための積極的なPRを行います。
- ④広域的な生産、流通、販売を促進するために、森林組合をはじめとする民間事業体の活動支援を継続します。また、安定的な林業経営を確立するため新たな機械等に対応できる技術者の育成を図るとともに、新たな林業就業者を確保するために、就業者の地位向上と労働環境の向上に努めます。

現況と課題

材価の低迷や、林道等の整備の遅れ、山林の境界の不明確により、本市の林業経営は厳しい状況であり、林業従事者の減少も進み、多くの山林が放置林化しています。しかしながら、一方では、森林の持つ多面的機能のうち「地球温暖化防止」、「災害の防止」等への市民の期待は大きく、環境面に配慮した森林整備が必要とされています。また、自然をいかした市民の憩いの場として「市民の森」の利用者が増加しています。

- ・地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を十分に発揮するために、間伐など、健全な森林整備の推進が必要であるとともに環境保全のための木質バイオマスの利用の促進が必要です。また、「市民の森」の各施設が老朽化しているため、適切な維持管理が必要です。
- ・境界の明確化を行い、林道及び作業路網のさらなる開設を推進し、基盤整備を行う必要があります。
- ・材価の安定化を図るために、間伐材の利用拡大や地域産材のPR、川上から川下まで[※]一体となった木材流通の効率化を図る必要があります。
- ・新規林業従事者の確保など森林組合と連携した取組が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■間伐面積	356ha (平成 21 年度)	450ha
■林道延長(累計)	75,870m (平成 21 年度)	78,500m
■加工流通支援対策(累計)	2 事業 (平成 21 年度)	4 事業
■技術者研修参加啓発活動回数	3 回 (平成 21 年度)	12 回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 森林吸収目標達成率	94.7% (平成 21 年度)	120%
■ 素材生産量	4,418m ³ (平成 21 年度)	15,000m ³
■ 森林組合直販流通量	1,800m ³ (平成 21 年度)	5,000m ³
■ 新規林業従事者 (H21～累計) (森林組合・西条市含む)	3人 (平成 21 年度)	16人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-4-1 環境保全とふれあいの森林づくり	○	・ 間伐等健全な森林づくりへの支援 ・ 市民の森と学習館の整備
3-4-2 林業生産基盤の整備		・ 森林基幹道「加茂・角野線」の改良 ・ 林道の開設(豊後線、保土野線)
3-4-3 木材の加工流通の整備		・ 加工・流通施設等整備への助成
3-4-4 林業経営体の育成と就労体制の支援		・ 林業従事者育成活動への支援

● 協働のまちづくりのための取組

行政	効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりに努め、環境保全のための林業の必要性を啓発します。
市民	地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を正しく理解し、保護活動に参加するなど積極的な行動に努めます。
事業者	間伐材の利用促進を図り、自然環境などに配慮した取組に努めます。



▲ 森林体験学習



▲ 高性能林業機械による搬出作業

● 個別計画

- ・ 新居浜市森林整備計画..... 平成 22 年度策定
- ・ 新居浜市森林整備事業計画..... 平成 22 年度策定
- ・ 新居浜市特定間伐等促進計画..... 平成 20 年度策定

【関連施策】

- 2-2 生活環境の保全
- 3-1 工業の振興
- 3-2 商業の振興
- 3-6 観光・物産の振興
- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 5-4 学校教育の充実

望ましい姿 海を守り将来へつなげる水産業を推進します

● 取組方針

- ① 漁業生産基盤の整備を図るため、漁港、水産施設、水産加工施設の「維持管理計画」を策定し、計画的な施設の整備や更新、延命化に努めます。また、漁獲量の確保を図るため、人工魚礁[※]等を活用し、新居浜の水産物の安定供給を図り、地元の新鮮な魚介類が地域の食卓に届けられるように努めるとともに、漁業者の所得向上を目指します。さらに、県の栽培漁業推進計画[※]に基づき放流事業を推進し、「つくり育てる漁業」による水産資源の確保を図ります。
- ② 市内漁協の財務基盤の強化を図るため、県等の指導を受けながら、漁協合併なども視野に入れた自立的発展に向けての支援を行うとともに、本市水産業の担い手育成・確保のため、漁業経営の近代化と安定化に対する支援等を実施します。
- ③ 環境にやさしい漁業の推進を図るため、水産資源の増殖を図る藻場[※]の確保等の活動に努めるとともに、漁業者が行う漁場の廃棄物回収等、良好な漁場環境づくりに対する支援を行います。また、市民に対し、漁場の環境保全を図るため、漁協等の関係団体とも連携しながら、食料となる水産資源を育てている海を守るための啓発活動を推進します。
- ④ 「獲る漁業」と「つくり育てる漁業」の共存を図りながら、漁業体験や食育、魚食の推進などにより、水産物の地産地消を推進するとともに、漁業と商工業との連携等による水産加工品の開発や高付加価値化について検討します。また、漁業者に対し、小規模な加工や直売に対する施策の周知を図るとともに、地元水産物取扱店のPR等を実施し、地元水産物が引き続き安定的に消費されるように努め、本市漁業者の所得の向上を図ります。

● 現況と課題

全国的にも魚価の低迷と消費量の減少により、水産業は苦慮しています。本市においても、魚価の低迷がみられ、良好な魚場の不足や乱獲による資源の減少により漁獲量も減少し、漁業者の所得は低迷しています。また、漁業者の高齢化や担い手不足等により、漁業協同組合の維持も難しい時代となっており、さらに漁港・水産施設等の老朽化も進行するなど、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。加えて、高付加価値化に向けた取組がほとんどみられません。このような背景のもと、本市水産業の振興を図るためには、次のような取組が必要です。

- ・老朽化が進行している漁港・水産施設等の維持管理、延命化を計画的に実施することや漁場環境の改善による良好な漁場の確保、乱獲防止や稚魚の放流を行うことが必要です。
- ・漁協の財務基盤の強化等自立的な発展に向けた支援を行うとともに、担い手の育成・確保のために、近代化や経営安定化など漁業者の経営環境向上のための支援を行うことが必要です。
- ・漁場の廃棄物回収等を行うことや、食料となる水産資源を育てる海を守るために、漁場の環境保全について啓発を行うことが必要です。
- ・地元水産物をいかした水産物加工品の開発等により、水産物の高付加価値化を図ることで、漁業者の所得向上を図ることが必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■ 修繕等工事実施箇所数	12 箇所 (平成 21 年度)	12 箇所
■ 漁協基盤の強化に向けた関係者との協議回数	10 回 (平成 21 年度)	10 回
■ 漁場廃棄物ごみ回収処分量	5.1 t (平成 21 年度)	7.0 t
■ 高付加価値化に向けた関係者との協議回数	0 件 (平成 21 年度)	20 件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 漁獲高	87,409 万円 (平成 20 年度)	150,000 万円
■ 経常利益が黒字の漁協の率	60.0% (平成 20 年度)	100%
■ 漁獲量	1,524 t (平成 20 年度)	2,500 t
■ 地域水産物を使用した加工品の取扱量	43.0 t (平成 20 年度)	45.0 t

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-5-1 漁業生産基盤の整備	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港施設機能保全計画の策定 ・ 漁港施設の管理 ・ 種苗放流への支援
3-5-2 漁業協同組合の強化と漁業の担い手の支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者への金融対策 ・ 漁協の自立的発展への支援
3-5-3 環境にやさしい漁業の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場廃棄物の回収 ・ 漁港関連用地の環境整備
3-5-4 水産物の高付加価値化の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物直売所開設等への支援

● 協働のまちづくりのための取組

行政	漁業者が、今後も漁業を継続することができるよう漁港・漁場・水産施設等の維持管理を行います。
市民	地域水産物を購入し、消費します。
事業者	地元水産物の安定供給に努めます。



▲ 放流事業



▲ 大島漁港

【関連施策】

- 1-3 JR新居浜駅周辺の整備
- 3-3 農業の振興
- 3-5 水産業の振興
- 5-8 近代化産業遺産の保存・活用の充実

望ましい姿 全国に誇れる観光地をつくります

取組方針

- ① 広域連携による広域観光の推進や、観光客の特性にあった観光ルートや施設の整備の充実を図っていきます。また、多様な情報発信方法により、観光宣伝の充実を図るとともに、全国「いはいはま倶楽部」※やふるさと観光大使※等ヒューマンネットワークをいかした観光宣伝を推進します。
- ② 別子銅山の近代化産業遺産を新居浜固有の観光資源として活用し、太鼓祭りと共に新居浜を代表する観光資源として情報発信し、全国に知られる近代化産業遺産観光のまち・新居浜として定着させ、入込観光客数の増加を図ります。
- ③ 新居浜市太鼓祭り推進委員会と連携し、安全に安心して楽しめる太鼓祭りを推進していくとともに、観光資源としての新居浜太鼓祭りとして、観光客の利便性を考慮した受入れ体制の充実を図っていきます。また、総合文化施設（仮称：あかがねミュージアム）を中心に、年間を通じて、新居浜太鼓祭りの魅力を発信していきます。
- ④ 伝統的な郷土料理の掘り起こしや新たな価値を付加した物品・食品の創出等、地域の特産品づくりを支援するとともに、物産を通じた観光振興を図っていきます。
- ⑤ 観光案内板の整備充実、観光（ボランティア）ガイドの整備など、外国人を含めた観光客が安全に安心して観光できる環境や受入れ体制等の充実を図ります。

現況と課題

- ・観光ルート設定が確立していないこと及びPR不足であるため、各施設をつなぐネットワークの連携及び多方面への情報発信を行い、観光客を引き込む必要があります。
- ・産業遺産が注目されていますが、十分な宣伝や活用がなされていないため、新居浜固有の観光資源としての情報発信や活用を図っていく必要があります。
- ・太鼓祭りの観客が減少傾向にあり、観光客の受入れ体制及び情報発信の充実を図る必要があります。
- ・観光地として目玉になるような特産品が少なく、地元の農林水産物を活用した特産品や郷土料理の開発及び認知度を向上させていく必要があります。
- ・観光地としての意識が希薄であるため、利用者の利便性を考慮した施設設備の充実及び観光ガイドの人材育成が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■観光サイトの更新回数	24回 (平成 21 年度)	60回
■産業遺産関連観光冊子の発行数	10,000部 (平成 21 年度)	15,000部
■太鼓祭りポスター掲載箇所数 (市外)	360箇所 (平成 21 年度)	580箇所
■物産展開催数	23回 (平成 21 年度)	30回
■観光案内板整備数	2箇所 (平成 21 年度)	2箇所

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■観光サイトのアクセスユーザー数	40,273 人 (平成 21 年度)	50,000 人
■関連施設入込客数 (鉱山観光・東平資料館)	75,253 人 (平成 21 年度)	86,000 人
■新居浜太鼓祭り観客数	90,200 人 (平成 21 年度)	120,000 人
■物産展売上額	1,036 万円 (平成 21 年度)	2,000 万円
■入込観光客数(1 月～12 月)	193 万人 (平成 21 年)	220 万人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-6-1 観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ・別子・翠波はな街道をはじめ観光ルートの充実 ・観光施設・スポットの整備 ・観光宣伝の推進
3-6-2 近代化産業遺産を活用した観光の振興	○	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興計画の策定 ・筏津山荘の改築
3-6-3 太鼓祭りを活用した観光の振興		<ul style="list-style-type: none"> ・太鼓祭りの環境整備への支援 ・総合文化施設(仮称:あかがねミュージアム)内への太鼓台コーナー開設の推進
3-6-4 新居浜ブランドの育成・拡大		<ul style="list-style-type: none"> ・観光物産コーナー開設の推進
3-6-5 ホスピタリティの向上と人材育成		<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内板の整備

● 協働のまちづくりのための取組

行政	魅力ある観光地づくりと宣伝活動に努めます。
市民	新居浜への知識を深め、観光ガイド養成講座に参加するなどして観光客受け入れに協力します。
事業者	特産品の開発及び市場の拡大に努めます。



▲東平選鉱場跡



▲ゆらぎの森

● 個別計画

- ・別子銅山産業遺産活用モデル基本計画策定調査報告書...平成 13 年度策定

運輸交通体系の整備

【関連施策】

- 1-2 道路の整備
- 1-3 JR 新居浜駅周辺の整備
- 1-6 港湾の整備
- 2-1 地球環境の保全
- 2-2 生活環境の保全

望ましい姿 誰もが安心して便利に移動できる交通体系を確立します

取組方針

- ①環境面でも評価されている公共交通の利用を促進することにより、過度な自動車依存の軽減を図ります。また、既存バス路線の維持確保、別子山地域バス、大島渡海船の運行維持、デマンドタクシー※、コミュニティバス※等新たな公共交通の導入、フリーゲージトレイン※早期導入実現に向けての働きかけなどを行い、誰もが便利に使える公共交通を構築します。
- ②JR 新居浜駅の駅前広場、南北自由通路、駐車場、駐輪場等の整備を図り、交通結節点機能の強化に努めます。
- ③広域連携、地域交流、物流交通など多様な交流、連携を支える質の高い交通の実現のため、幹線道路の整備や、海上物流の拠点となる港湾の整備促進を図ります。

現況と課題

本市では高齢化が進行し、今後、自動車を運転できない高齢者の増加が予測され、高齢者の事故の増加も懸念されています。また、自宅が駅やバス停から離れている地域が総人口の 53%を占めており、既存のバス路線の利便性の向上や、交通結節点である新居浜駅周辺等の整備が望まれています。また、幹線道路においては、交通混雑が発生しており、物流がスムーズに行えるような道路等の整備促進を求める声が多く寄せられています。

- ・誰もが安心して便利に使える公共交通体系を構築し、環境にやさしい交通へ転換する必要があります。
- ・JR 新居浜駅周辺については、多くの人々が集い、交流する交通結節点機能の強化が必要です。
- ・多様な交流、連携を支える質の高い交通基盤を整備していく必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■公共交通(バス・デマンドタクシー)路線・エリアの維持・確保数	12 路線・エリア (平成 21 年度)	14 路線・エリア
■公共駐車場台数(駅利用)	50 台 (平成 21 年度)	70 台
■公共駐輪場台数(駅利用)	仮設 400 台 (平成 21 年度)	700 台
■都市計画道路の整備延長(累計)	47.4 km (平成 21 年度)	61 km

成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■公共交通(バス)の利用者数	39 万人 (平成 21 年度)	57 万人
■駅周辺のにぎわいに対する市民満足度	5.0% (平成 20 年度)	25.0%
■移動時間の短縮【一般国道 11 号(大生院)~臨海部(中須賀)のピーク時所要時間】	22 分 (平成 21 年度)	19 分

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		重点	主な取組内容
3-7-1	公共交通の拡充整備	○	<ul style="list-style-type: none"> 生活バス路線の運行への支援 別子山地域バス、大島渡海船の運行 デマンドタクシーの導入 渡海船大島待合所の改修
3-7-2	交通結節点機能の充実強化		<ul style="list-style-type: none"> 南北自由通路、駐車場、駐輪場、公衆トイレ等駅周辺施設の整備(再掲)
3-7-3	物流機能の充実強化		<ul style="list-style-type: none"> 国道11号バイパスの整備推進(再掲) 都市計画道路上部東西線等の整備推進(再掲) 新居浜港湾計画の見直し(再掲) 貨物需要に対応した公共広頭の整備(再掲)

● 協働のまちづくりのための取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> 都市交通の根幹となる都市交通施設整備を促進します。 各関係主体の連携、協力体制の構築に向けたリーダーシップの発揮及び交通事業者等へのサポートを行います。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 自動車だけに依存しない適切な交通手段を選択し、公共交通機関を積極的に利用します。 快適な通行空間の確保に向けて協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> (交通事業者) 利用者ニーズに基づいた快適で適切な運行サービスの提供、交通事業者間や行政、市民、企業との連携、協力を行います。 (その他事業者) 積極的な都市交通問題への取組、環境負荷の少ない通勤手段、輸送手段への転換に努めます。



▲新造船イメージ(大島～黒島)



▲別子山地域バス

● 個別計画

- ・新居浜市都市交通マスタープラン.....平成20年度策定
- ・新居浜市都市交通戦略.....平成20年度策定

【関連施策】

- 3-1 工業の振興
- 3-2 商業の振興
- 4-5 高齢者福祉の充実

望ましい姿 安定した雇用創出と働きやすい環境をつくります

取組方針

- ① 企業誘致、産業の振興を通じて、市内事業所における雇用促進と労働力確保、若年者の職場定着等に努めます。また、ハローワークや商工会議所等関係機関とのさらなる情報共有に努めます。
- ② 長期化する高齢期を健康で有意義に過ごすことができ、その能力や経験をいかした就業や社会参加の場を提供するため、シルバー人材センターの運営を支援します。また、女性や高齢者の雇用に積極的に取り組む事業所の紹介や、雇用に関する国や市の補助制度等のPRなど、働きやすい環境づくりのための啓発活動を行います。
- ③ 本市産業を支える勤労者のための融資制度や勤労者福祉施設の運営方法等について、働く人のニーズや経済情勢等に合致したものととなるよう検討します。

現況と課題

- ・本市産業を支える労働力確保が困難な状況にあり、経済情勢も不安定であることから、市内事業所の雇用を促進し、特に若年者の職場定着を図る必要があります。
- ・少子高齢化に伴う労働力人口の減少に備え、女性や高齢者等の労働能力の活用を図るため、あらゆる人が安心して働ける雇用環境整備に取り組む必要があります。
- ・経済情勢や雇用情勢が変化する中、働く人のニーズに応じた支援が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■ 会社説明会参加企業数	63社 (平成21年度)	90社
■ シルバー人材センター会員数	1,367人 (平成21年度)	1,600人
■ 勤労者融資設定融資枠	88,000万円 (平成21年度)	88,000万円

成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■ 会社説明会による就職決定者数	4人 (平成21年度)	10人
■ シルバー人材センター就業実人員	995人 (平成21年度)	1,200人
■ 融資枠に対する利用率	74.7% (平成21年度)	85.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-8-1 雇用対策	○	・中小企業振興条例に基づく助成 ・雇用促進 ・若者サポートステーションの運営支援
3-8-2 働きやすい環境づくり		・シルバー人材センターへの支援
3-8-3 勤労者福祉の推進		・勤労者への低利融資

● 協働のまちづくりのための取組

行政	市内事業所における雇用創出とあらゆる人が安心して働ける環境整備に対する支援を行います。
市民	事業所とともに、働きやすい環境づくりを行います。
事業者	安定した雇用の継続と従業員が働きやすい環境づくりを行います。



▲シルバー道路清掃



▲シルバーイベント参加



▲ 稲刈り体験

健康福祉

フィールド4 健康福祉

フィールド4：健康福祉

～誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現～

施策

基本計画

4-1.
健康づくりと
医療体制の充
実

生涯を健やかに過ごすことができる体制をつくります

1. 地域と一体となった健康づくり
2. 母子保健対策の推進
3. 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療
4. こころの健康づくり
5. 感染症対策の推進
6. 救急体制の維持・強化と地域医療の確保

4-2.
地域福祉の充
実

みんなで共に助けあい、支えあう地域をつくります

1. 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実
2. 地域福祉活動の推進
3. 地域福祉担い手の育成・確保

4-3.
児童福祉の充
実

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ社会をつくります

1. 多様な保育ニーズへの対応
2. 子育て支援の充実と連携
3. 子どもと親の交流の場づくり
4. 子どもの居場所づくり
5. 援助を必要とする児童・保護者への支援

4-4.
障がい者福祉
の充実

障がいがあっても自立できる生活を送ることが可能な社会をつくります

1. 障がい者への理解と社会参加の促進
2. 障がい福祉サービスの充実
3. 地域生活の支援体制の充実
4. 施設サービスの充実
5. 障がい者の就労支援

4-5.
高齢者福祉の
充実

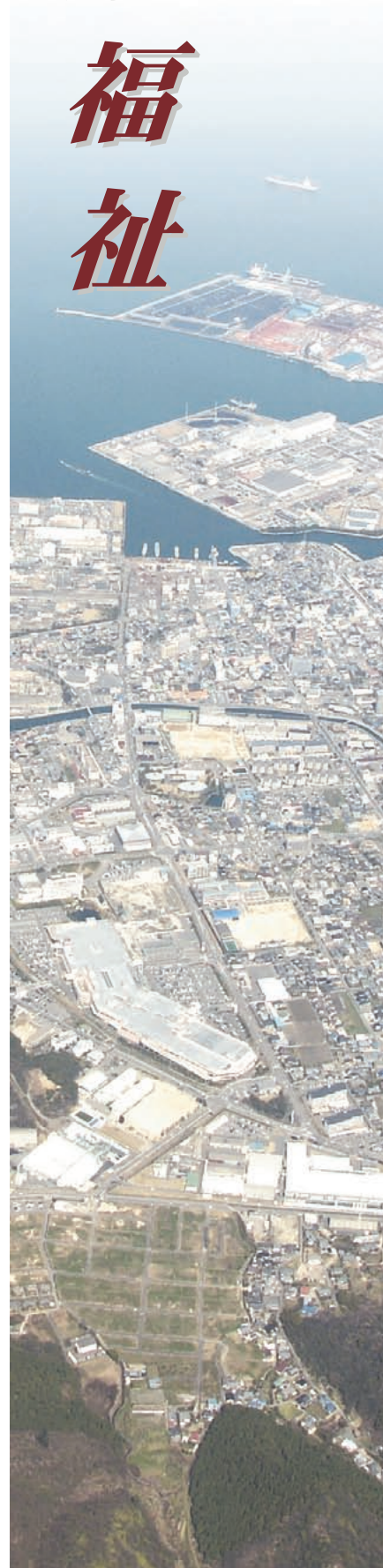
活力を持ち、支えあって暮らす長寿社会をつくります

1. 住み慣れた地域での生活支援
2. 介護予防の充実
3. 適切で効果的な介護サービスの充実
4. 高齢者の尊厳が保持される社会づくり
5. 共に生き支えあう地域ネットワークの充実

4-6.
社会保障の充
実

安心して暮らせる持続可能な仕組みをつくります

1. 生活の安定と自立に向けた支援
2. 介護保険制度の円滑な運営
3. 国民健康保険事業の健全な運営
4. 国民年金制度の周知



【関連施策】

- 3-3 農業の振興
- 3-5 水産業の振興
- 4-3 児童福祉の充実
- 4-4 障がい者福祉の充実
- 4-6 社会保障の充実
- 5-4 学校教育の充実
- 5-5 特別支援教育の充実
- 6-2 消防体制の充実

望ましい姿 生涯を健やかに過ごすことができる体制をつくります

取組方針

- ①健康都市づくり推進員と協力し、食生活の改善や運動不足の解消などの健康づくり活動に取り組むとともに、地区組織や各種団体と協働して食育の推進に努めます。
- ②乳児家庭全戸訪問を推進するとともに、発達に課題のある親子に対して、関係機関と連携して一貫した支援体制づくりを行います。
- ③がん検診の受診率向上と禁煙推進に努めるとともに、健康相談・健康教育を実施し、生活習慣病予防を推進します。
- ④関係機関と連携したところの健康づくりと自殺予防の推進に努めます。
- ⑤予防接種の啓発及び未接種者への接種勧奨をするとともに、感染症に関する情報提供に努めます。
- ⑥救急医療体制の維持・確保を目指し、関係者間の協議を重ねるとともに、市民への啓発活動を積極的に推進します。また、急患センターについては、適切な施設の維持・管理、整備等に努めます。

現況と課題

- ・健康増進計画「元気プラン新居浜21」に基づいた健康づくりを実施する中で、今後はさらに健康都市づくり推進員の活動を地域に広げるとともに、地区組織や団体など市民との協働による健康づくりを展開していく必要があります。
- ・母子保健については、家庭訪問や乳幼児健診・相談事業などで、育児不安や発達に課題のある家庭に支援を行っています。早期発見や支援を充実させるための一貫した支援体制を構築する必要があります。
- ・成人保健については、受動喫煙防止対策を進めるとともに、がんや生活習慣病を原因とする死亡が増加していることから、がん検診受診率の向上を図り、早期発見・治療につなげるとともに、効果的な生活習慣病予防に取り組む必要があります。
- ・精神保健相談件数が増加し、内容も複雑多様化しています。自殺にかかわる精神疾患（うつ）の早期発見等の啓発が必要です。
- ・感染症対策としては、予防接種や新興感染症に関する正しい知識の啓発を行い、感染症の蔓延を防ぐことが必要です。
- ・救急医療体制の維持継続が望まれますが、深刻化している医師不足に対して、市民も含めた関係機関の協力体制をつくっていく必要があります。また、急患センターについては、今後も維持していくことが必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■食育の普及啓発活動回数	128 回 (平成 21 年度)	140 回
■乳児家庭全戸訪問率	89.4% (平成 21 年度)	90.5%
■感染症予防啓発活動回数	44 回 (平成 21 年度)	48 回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 食育の普及啓発講座参加者数	5,199 人 （平成 21 年度）	5,500 人
■ 1 歳 6 か月児健康状況等把握率	95.2% （平成 21 年度）	95.6%
■ 満 2 歳児における予防接種率	95.4% （平成 21 年度）	95.7%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
4-1-1 地域と一体となった健康づくり	○	・健康都市づくりの推進 ・女性の健康づくりの推進
4-1-2 母子保健対策の推進		・乳児家庭全戸訪問の推進 ・1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査の実施
4-1-3 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療		・がん検診の推進 ・健康教育の実施
4-1-4 こころの健康づくり		・健康相談等による精神保健対策の推進
4-1-5 感染症対策の推進		・予防接種の推進 ・感染症についての啓発
4-1-6 救急体制の維持・強化と地域医療の確保	○	・救急医療体制の確保 ・適正受診の啓発

● 協働のまちづくりのための取組

行政	生涯を健やかに過ごすために、市民が主役の健康づくりを支えます。
市民	市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むとともに、地域社会全体で支援します。
事業者	健康づくりのためのネットワークづくりに積極的に取り組みます。



▲内科・小児科急患センター



▲ウォーキング大会

● 個別計画

- ・健康増進計画「元気プラン新居浜 21」 平成 15 年度策定<平成 19 年度見直し>
- ・新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画） 平成 21 年度策定
- ・新居浜市食育推進計画 平成 23 年度策定予定

【関連施策】

- 1-2 道路の整備
- 1-4 安心な住宅の整備
- 4-5 高齢者福祉の充実
- 5-2 地域づくりの推進
- 6-6 地域コミュニティの充実
- 6-7 多様な主体による協働の推進

望ましい姿 みんなで共に助けあい、支えあう地域をつくります

取組方針

- ① 地域における住民同士の交流が減り、地域への関心が薄れている現状から、地域活動へ住民参加を促すための広報活動や福祉に関するイベントや行事などを充実させます。また、生活道路の整備や住環境整備を促進し、事業者に対してはバリアフリー新法の周知を図るなど、広領域でユニバーサルデザイン^{*}への取組を進めていきます。
- ② 福祉分野において地域で活躍している個人や団体が、地域に生じている様々な問題を単体で解決することは難しい状況のため、社会福祉協議会や民生児童委員など地域において福祉活動を行っている多様な主体が、行政も含め協働して問題解決を図っていく体制を強化していきます。
- ③ 地域福祉の推進においてリーダーの育成は重要です。一部の人に負担を強いる結果にならないよう、ボランティア市民活動センターと連携し、リーダーの育成と同時に活動を担う人材の育成を目的とした各種ボランティア講座を開催します。

現況と課題

近年の核家族化に加え、地域における住民相互のつながりが希薄になってきたことにより、地域の各分野での問題解決能力が低くなってきています。特に、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対し行政だけで対応、問題を解決することは困難な状況です。

こうした中、地域の中で活動するボランティア、NPO^{*}、関係機関・団体、事業者といった地域福祉の重要な担い手が単独で活動していくのではなく、協働し、それぞれの役割を十分に果たしていくことがますます重要となっています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 地域福祉啓発イベント開催	2回 (平成 21 年度)	4回
■ 民生児童委員参加研修数	33回 (平成 21 年度)	43回
■ ボランティア育成のための各種養成講座開催数	15回 (平成 21 年度)	16回

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 地域福祉啓発イベント参加者数	5,450人 (平成 21 年度)	6,000人
■ 民生児童委員活動件数	51,887件 (平成 21 年度)	55,500件
■ ボランティア団体登録数	132団体 (平成 21 年度)	140団体

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
4-2-1 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実		・福祉のまちづくりの推進 ・総合福祉センターの整備
4-2-2 地域福祉活動の推進	○	・社会福祉協議会及び民生児童委員活動の強化
4-2-3 地域福祉担い手の育成・確保		・各種ボランティア養成講座の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	地域福祉活動団体に対し、運営面や活動の担い手となる人材の育成といった基盤づくりにおいて支援を強化します。
市民	一人ひとりが地域福祉活動の主役であるという認識を高め、積極的に地域活動に参加します。
事業者	社会貢献活動等の実施や地域活動への参加促進に努めます。



▲生き生き幸せフェスティバル



▲社会福祉大会

● 個別計画

- ・新居浜市地域福祉推進計画.....平成 22 年度策定

【関連施策】

- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 4-4 障がい者福祉の充実
- 5-3 家庭、地域の教育力の向上
- 5-5 特別支援教育の充実

望ましい姿 安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ社会をつくります

取組方針

- ① 延長保育*の実施箇所の増設や休日保育*の実施等、多様な保育ニーズへ対応します。また、若水乳児園・若宮保育園の改築を行うなど老朽化した児童福祉施設の整備を図ります。
- ② 病児や緊急な預かり等に対応するために医療関係機関との連携体制を整備します。子育て支援に関する窓口の一元化を図るとともに、情報提供や相談体制の充実に努めます。
- ③ 子育ての不安感等を緩和するため、子育て親子の交流の場として子育て支援拠点*の設置を促進し、地域における子育て支援機能の充実に図ります。
- ④ 放課後児童クラブ*での障がい児受け入れ体制の充実・強化を図っていくとともに、放課後子ども教室*との連携を推進します。また、児童遊園地及び遊具の適正配置と安全管理を徹底します。
- ⑤ ひとり親家庭に対する支援と児童虐待対策を充実させるとともに、関係機関と連携して相談・サポート体制の充実と家庭教育の推進を図ります。また、東新学園については、改築を行います。

現況と課題

- ・ 保育所入所児童数は安定傾向にありますが、保育ニーズが多様化しており、延長保育、休日保育等の多様な保育ニーズへの対応が必要です。また、児童福祉施設については、老朽化が進んでいる施設があります。
- ・ ファミリー・サポート・センター*の利用件数は安定傾向にありますが、核家族化などによりニーズが多様化しており、早朝・夜間の緊急時や病児・病後児の預かり、ひとり親家庭の支援などの充実が必要です。また、子育て支援に関する窓口の一元化や情報提供・相談体制の充実が必要です。
- ・ 子どもや子育ての環境変化に伴い、子育ての不安感や負担感が増大しており、気軽に親子が集える場が必要です。
- ・ 放課後児童クラブにおいて、障がいの程度によって入会できない児童がいることや放課後子ども教室との連携が十分でないことから、対応を検討することが必要です。また、子どもたちが安心して遊べる場所の確保が必要です。
- ・ ひとり親家庭が増加傾向にある中、母子家庭への経済的な自立支援が必要です。また、児童の虐待が問題となっており、相談件数も多く、相談内容も深刻化していることから、児童相談所等と連携したサポート体制の充実が必要です。また、東新学園については老朽化が進んでいます。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 延長保育実施箇所数	15 箇所 (平成 22 年度)	17 箇所
■ 休日保育実施箇所数	0 箇所 (平成 22 年度)	1 箇所
■ 地域子育て支援拠点事業開設数	3 箇所 (平成 22 年度)	7 箇所
■ 要保護児童対策地域協議会*（実務者会議）開催回数	0 回 (平成 21 年度)	12 回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 延長保育利用登録者数	122 人 （平成 21 年度）	142 人
■ 休日保育利用者数（1 日当たり）	0 人 （平成 21 年度）	10 人
■ 地域子育て支援拠点事業延利用者数	10,500 人 （平成 21 年度）	23,000 人
■ 児童虐待発生件数	36 件 （平成 21 年度）	5 件

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
4-3-1 多様な保育ニーズへの対応	○	・一時預かり（保育所型）、延長保育、休日保育、夜間保育*の実施 ・若水乳児園・若宮保育園の改築
4-3-2 子育て支援の充実と連携		・ファミリー・サポート・センターの運営 ・病児・病後児保育の実施
4-3-3 子どもと親の交流の場づくり		・地域子育て支援拠点（センター型・つどい型）の設置
4-3-4 子どもの居場所づくり		・放課後児童の健全育成と障がい児対策 ・児童遊園地の整備
4-3-5 援助を必要とする児童・保護者への支援		・ひとり親家庭に対する経済的支援 ・児童虐待対策の推進と家庭・婦人相談員の設置 ・東新学園の改築

● 協働のまちづくりのための取組

行政	地域、事業者、関係機関と連携し、包括的な子育て支援に取り組みます。
市民	地域の子どもたちに対する関心と理解を深め、子どもたちを地域の宝として見守り支えるよう努めます。
事業者	行政と連携し、ワーク・ライフ・バランス*のとれた働き方ができる環境整備に努めます。



▲園児の輝く笑顔



▲つどいの広場

● 個別計画

・新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）.....平成 21 年度策定

【関連施策】

- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 4-3 児童福祉の充実
- 5-5 特別支援教育の充実

望ましい姿 障がいがあっても自立できる生活を送ることが可能な社会をつくります

取組方針

- ①「ノーマライゼーション*」理念の普及啓発のための啓発活動を行うとともに、障害者自立支援協議会*において障がい者施策に対する協議を行います。また、障がい者の社会参加を促進するための施策に取り組みます。
- ②重度障がい者に対する経済的負担軽減を図るとともに、障がい者団体に対する支援を行います。また、必要な障がいサービスが利用できるよう各種サービスの基盤整備を行うとともに障がい者への事業所情報の提供の充実を図ります。さらに、制度の狭間となっている難病患者等に対する支援を検討します。
- ③障がいサービスや保健センターの協力により障がい者の健康づくりを実施します。また、3障がいを総合的に相談できる体制や相談支援員のスキルアップを図ることで、障がい者への相談対応を充実させるとともに、障がいや発達課題のある子どもの生涯にわたる一貫した支援を行えるよう総合的な支援体制の整備を行います。さらに、施設や病院で生活している障がい者が地域で生活できるよう住居の確保に対する支援を検討します。
- ④計画的な施設整備を行うとともに、制度改正に伴う施設改修等に取り組みます。
- ⑤市における障がい者雇用の拡充を他の企業に示すことで、市内企業の障がい者雇用・就労促進を図るとともにハローワーク等との連携を強化し、障がい者への雇用機会の確保に努めます。

現況と課題

- ・障がい者福祉の基本理念である「ノーマライゼーション」を実現するためには、障がい者に対する社会の理解と社会参加の促進が図られる政策が重要です。
- ・障がい者は増加傾向にあり、さらに、重度化、重複化、高齢化がみられますが、障がい者が自立して暮らせる共生社会の実現のためには障がい福祉サービスの充実が必要です。
- ・社会情勢の変化による核家族化が進む中、地域で暮らす障がい者が抱える問題は多様化しており、そのニーズに対応する相談支援等の支援施策が必要です。また、ライフステージ*に応じた総合的、横断的な推進体制への要望や気運が高まっており、総合的な支援体制整備が望まれています。
- ・障がい者が利用するための老朽化施設の改修や制度改正に伴う施設機能の充実が必要です。
- ・障がい者に対する就労の機会が不十分であるためハローワークや福祉事業所等との連携を図りながら就労支援体制を充実していくことが必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■障がい福祉サービス事業所数（市内の事業所数）	34 箇所 （平成 21 年度）	38 箇所
■相談支援センター設置数	4 箇所 （平成 21 年度）	6 箇所
■就労継続*、就労移行支援事業所*数	4 箇所 （平成 21 年度）	7 箇所

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■障がい福祉サービス利用者数	713 人 （平成 21 年度）	805 人
■相談支援延件数	7,118 件 （平成 21 年度）	8,700 件
■障がい者雇用率	1.6% （平成 21 年度）	1.8%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
4-4-1 障がい者への理解と社会参加の促進		・福祉バスの運行 ・手話通訳の設置
4-4-2 障がい福祉サービスの充実		・心身障がい者への経済的支援 ・社会福祉団体の支援 ・障がい者の自立支援
4-4-3 地域生活の支援体制の充実		・相談支援事業の実施 ・タイムケア事業の実施
4-4-4 施設サービスの充実	○	・心身障害者福祉センター大規模改修
4-4-5 障がい者の就労支援		・地域活動支援センター*等への支援

● 協働のまちづくりのための取組

行政	障害者計画・障害福祉計画に沿ってサービス事業者や民間企業、NPO・地域住民団体等と連携し、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策体制を整備します。
市民	障がい者の自立を地域で支えるように、個性を理解しながら相互交流の輪を広げ、力を合わせて様々な活動や福祉活動に取り組みます。
事業者	事業者間の連携を強化し、障がい者のニーズに適切に対応できるように努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市障害者計画.....平成 18 年度策定
- ・第 2 期新居浜市障害福祉計画.....平成 20 年度策定
- ・新居浜市地域福祉推進計画.....平成 22 年度策定

【関連施策】

- 1-4 安心な住宅の整備
- 3-8 雇用環境の整備・充実
- 4-2 地域福祉の充実
- 4-6 社会保障の充実
- 6-1 安全安心な生活空間の形成

望ましい姿 活力を持ち、支えあって暮らす長寿社会をつくります

取組方針

- ① 地域包括支援センター*と介護支援専門員*との連携を強化するとともに、寝たきりや認知症高齢者を在宅で介護している家族に対する支援を行います。見守りの必要のあるひとり暮らし高齢者や徘徊行動のある認知症高齢者に対する支援と介護者に対する支援を行います。
- ② 介護予防事業を充実させ、さらなる介護予防の意識啓発を行います。
- ③ 介護保険事業計画に基づく、高齢者が住み慣れた地域で生活することができるための施設整備を行います。介護職の有資格者及び資格取得希望者への支援とハローワーク等との連携を強化します。
- ④ 権利擁護や成年後見制度*利用支援における連携を強化します。さらなる認知症への理解を促進するとともに、徘徊行動のある認知症高齢者への支援を強化します。
- ⑤ 包括的な高齢者支援を充実させるために、地域包括ケアネットワークを構築します。さらなる高齢者活動をサポートするとともに、高齢者の社会参加促進と高齢者が共に高齢者を支える仕組みづくりを構築します。

現況と課題

- ・ 高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や要介護者など在宅支援の必要な高齢者が増えているため、介護する家族やひとり暮らし高齢者に対する支援策を講じる必要があります。
- ・ 特定高齢者*等の介護予防事業への参加が低調であるため、高齢者自身の介護予防意識の向上が必要です。
- ・ 介護保険施設や高齢者専用住宅が不足している上に、介護現場での職員確保が難しく、安心してサービスを受けることが難しくなっているため、施設の基盤整備と介護職員の人材確保が急務となっています。
- ・ 認知症高齢者が増加し、施設・在宅共に支援が必要となっており、認知症高齢者を見守り支援する地域ケア体制、ネットワークの整備が必要です。
- ・ 高齢者は住み慣れた地域で元気に自立した生活をするを望んでいるため、在宅で安心して生活できるための支援と高齢者の能力が地域の中で役割を担うことができる社会づくりが求められています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■見守りひとり暮らし高齢者数	3,784 人 (平成 21 年度)	4,500 人
■介護予防教室等開催数	91 回 (平成 21 年度)	120 回
■認知症サポーター*数	722 人 (平成 21 年度)	900 人

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 要支援・要介護認定者数のうち、在宅生活者数	5,919 人 （平成 21 年度）	6,500 人
■ 高齢者全体に占める自立者・軽度者（要支援者）の割合	83.6% （平成 21 年度）	87.0%
■ 施設・居住系サービスのベッド数	935 台 （平成 21 年度）	1,500 台
■ 成年後見制度等相談件数	14 件 （平成 21 年度）	50 件

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
4-5-1 住み慣れた地域での生活支援	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの設置 ・介護する家族やひとり暮らし高齢者に対する支援
4-5-2 介護予防の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の推進 ・新予防給付マネジメントの実施
4-5-3 適切で効果的な介護サービスの充実		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設の基盤整備 ・介護職員の人材確保
4-5-4 高齢者の尊厳が保持される社会づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談と権利擁護の実施 ・成年後見制度の利用支援
4-5-5 共に生き支えあう地域ネットワークの充実		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加促進と高齢者が共に高齢者を支える仕組みづくり

● 協働のまちづくりのための取組

行政	高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境整備に努めます。
市民	高齢化社会が進展することを認識し、地域全体で高齢者を支える社会づくりに積極的に取り組みます。
事業者	共に支えあう地域ネットワークづくりに積極的に取り組みます。



▲ グランドゴルフ大会



▲ 笑いの介護予防教室

● 個別計画

- ・新居浜市高齢者福祉計画 2009.....平成 20 年度策定
- ・新居浜市地域福祉推進計画.....平成 22 年度策定

望ましい姿 安心して暮らせる持続可能な仕組みをつくります

取組方針

- ①生活困窮者に対し、経済的援助や自立支援を行い、生活保護の適正な実施を図ります。また、要保護者の生活の安定と環境改善を目指し、関係機関との連携や相談指導体制を整備し、他法他施策の活用や生活福祉資金の貸付など制度の周知を図ります。
- ②認定調査員、介護認定審査会等の資質の向上と介護相談員^{*}等の活用を図ります。介護給付適正化の推進と福祉サービス第三者評価事業^{*}の実施と公表、給付と負担のバランスのとれた介護保険事業計画の策定を図ります。
- ③国保財政の健全化を図るため、歳入面では医療給付費に見合う適正な保険料賦課と適切な財源確保に努めるとともに、滞納処分体制を強化し、保険料徴収率の向上に努めます。歳出面では、特定健康診査^{*}・特定保健指導^{*}を積極的に実施し、生活習慣病の早期発見・予防などに努め、医療費の適正化を図ります。
- ④広報活動による国民年金制度の周知や年金相談を積極的に行い、未加入者の自発的な加入促進と保険料の納付を推進します。

現況と課題

- ・社会経済状況の悪化により生活困窮者が増加しています。生活困窮者に対し、経済的援助や自立支援の促進を図る必要があり、また、要保護者の生活の安定のため、他法他施策の活用や生活福祉資金の貸付など制度の有効活用を図る必要があります。
- ・要支援・要介護認定者数の増加により、介護保険給付費が増加している中で、介護認定の適正化と介護サービスの質的向上を図るとともに、介護保険制度を持続可能なものとし、地域における介護サービス基盤を整備する必要があります。
- ・高齢化の進行や医療の高度化などにより、国保の医療費が増加している反面、長引く経済不況などにより、所得水準や徴収率が低下し、国保の保険料収入が減少しており、国保財政の健全化を図る必要があります。
- ・国民年金については、制度に対する不安感等により、被保険者数の減少や保険料の未納などの問題が生じています。このことから日本年金機構^{*}と連携し、年金制度への理解を深める必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■介護相談員数	20 人 （平成 21 年度）	30 人
■ミ二健康まつり [*] 開催回数	1 回 （平成 21 年度）	25 回
■特定健康診査集団健診開催数	24 回 （平成 21 年度）	55 回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■介護サービス利用者数	4,986 人 （平成 21 年度）	5,500 人
■特定健康診査受診者数	5,902 人 （平成 21 年度）	8,000 人
■メタボリックシンドローム※該当者・予備群の割合	26.8% （平成 20 年度）	11.8%
■国民健康保険料の徴収率	85.1% （平成 21 年度）	85.1%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

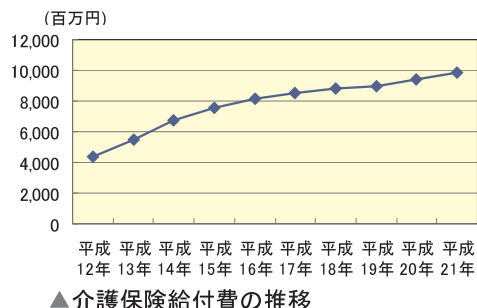
基本計画	重点	主な取組内容
4-6-1 生活の安定と自立に向けた支援		・生活保護の適正な実施
4-6-2 介護保険制度の円滑な運営	○	・新居浜市高齢者福祉計画の策定
4-6-3 国民健康保険事業の健全な運営	○	・国民健康保険料の賦課徴収 ・特定健康診査等医療費適正化の推進
4-6-4 国民年金制度の周知		・広報活動の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	社会保険制度を持続可能な制度とするため、適正な事業計画を策定し推進します。
市民	社会保険制度の必要性を認識し、適正なサービスの利用と負担に応じます。
事業者	適正で質の高い社会保険サービスの実施に努めます。



▲ミニ健康まつり



● 個別計画

- ・新居浜市高齢者福祉計画 2009.....平成 20 年度策定
- ・高医療・安定化計画.....平成 21 年度策定
- ・新居浜市特定健康診査等実施計画.....平成 19 年度策定



▲児童デイサービス（はげみ園）

教育文化

フィールド5 教育文化

フィールド5：教育文化

～市民の力が育まれ、次世代へ継承される社会の実現～

施策

基本計画

5-1.
学習活動の充実

誰もが学べる環境をつくります

1. 生涯学習機会の内容充実
2. 生涯学習関連施設・機能の充実
3. 高等教育機関との連携充実
4. 図書館機能の充実

5-2.
地域づくりの推進

住民主体の地域づくりを推進します

1. 地域課題を解決する住民活動の推進
2. 地域を担う人材の育成
3. 郷土愛を育むための活動の推進

5-3.
家庭、地域の教育力の向上

社会全体で子どもを育てる体制をつくります

1. 子育て世代に対する家庭教育の充実
2. 学社融合*の推進
3. 青少年健全育成の推進

5-4.
学校教育の充実

生きる力を育みます

1. 地域に開かれた特色ある学校づくり
2. 社会変化に対応した多様な教育の推進
3. 児童・生徒の健全育成
4. 教育施設・教育環境の整備充実
5. 幼児教育の推進

5-5.
特別支援教育の充実

個々に適した支援を行います

1. 早期からの教育相談・支援の充実
2. 特別支援教育の充実・体制の整備
3. 地域生活における自立に向けた支援体制の整備

5-6.
芸術文化の振興

芸術文化の香りを未来に伝えます

1. 芸術文化活動の推進
2. 芸術文化施設*の整備・充実
3. 文化財の保護と活用

5-7.
スポーツの振興と競技力の向上

いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しむことができます

1. 社会体育の推進
2. 競技スポーツの振興
3. 施設環境の整備

5-8.
近代化産業遺産の保存・活用の充実

生きた博物館都市を目指します

1. 別子銅山の近代化に携わった人々に学び、伝承・発信を促進
2. 別子銅山近代化産業遺産のネットワークの促進
3. 別子銅山近代化産業遺産の保存・整備の推進
4. あかがね基金*の育成
5. 多喜浜塩田文化の保存・継承



望ましい姿 誰もが学べる環境をつくります

取組方針

- ① 公民館、生涯学習センター等の学習プログラムの見直しを図り、地域住民のニーズ、時代の変化に対応した講座体系を構築し、子どもから高齢者まで、あらゆる住民が幅広く学習できる環境づくりを進めます。また、新居浜に対する愛着と誇りの醸成を図るとともに、まちづくりにつながる人づくりを促進する学習活動を推進します。
- ② 老朽化が進む公民館、生涯学習センター等の施設及び設備に関し、計画的な修繕計画を策定し、効果的、効率的な維持管理を実践するとともに、施設の機能を充実させ、施設のネットワーク化を促進し、住民ニーズに応えることのできる施設を目指します。
- ③ 公民館、生涯学習センター等における新居浜工業高等専門学校や県内の大学等の教授等の講師への招聘や、共同事業の開催等により、社会の変化に対応した新たな学習情報の提供やより高度な住民ニーズへの対応を可能にします。
- ④ 新鮮な資料・情報の提供、学習機会の提供、既存図書管理体制強化、さらなる子どもの読書推進事業の展開、計画的な図書館施設の改善を図ります。

現況と課題

- ・ 公民館、生涯学習センター等における学習活動は、社会の変化に伴う住民の価値観、ライフスタイルの多様化等により、参加者数の伸び悩みがみられることから、常に学習内容を改善し、時代の必要性や住民ニーズに沿った魅力ある学習内容の提供が必要とされています。
- ・ 公民館、生涯学習センター等の施設及び設備の老朽化が進む中、学習活動に支障をきたさないよう計画的な維持管理を図る必要があります。
- ・ 新居浜工業高等専門学校等の高等教育機関との連携、共同事業等の促進により、多様で高度な学習活動の充実が求められています。
- ・ 図書館は市民の多様なニーズがあり、地域の情報拠点・生涯学習施設として機能する必要があるため、既存図書の管理体制強化による紛失防止や、乳幼児期からの子どもの読書推進を図ることが必要です。施設についても老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■ 公民館、生涯学習センター等の開催講座数	213 講座 (平成 21 年度)	250 講座
■ 公民館、生涯学習センター等の修繕実施件数	76 件 (平成 21 年度)	100 件
■ 高等教育機関との共同事業開催回数	11 回 (平成 21 年度)	20 回
■ 図書館企画事業開催回数	68 回 (平成 21 年度)	73 回
■ 図書貸出等リクエスト受付件数	22,038 件 (平成 21 年度)	24,000 件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■ 公民館、生涯学習センター等の事業への参加者数	903,312人 (平成21年度)	1,000,000人
■ 高等教育機関との共同事業参加者数	1,200人 (平成21年度)	1,700人
■ 図書館入館者数 (別子銅山記念図書館)	255,427人 (平成21年度)	270,000人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
5-1-1 生涯学習機会の内容充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館の学級・講座の開催 ・ 生涯学習大学[※]講座の開催 ・ 高齢者生きがい創造学園[※]講座の開催
5-1-2 生涯学習関連施設・機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館、生涯学習センター等の環境整備 ・ 学校運動場照明設備の整備
5-1-3 高等教育機関との連携充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育機関と連携した事業等の実施
5-1-4 図書館機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な図書資料の収集と情報の提供 ・ 企画事業の実施 ・ ブックスタート[※]の実施 ・ 図書館施設の整備

● 協働のまちづくりのための取組

行政	地域住民、時代のニーズに合った、誰もが学べる環境づくりに努めます。
市民	どの年代においても積極的な学習活動に取り組みます。
事業者	生涯学習関連施設等の活用も含め、行政や地域との連携を強化し、市民の学習活動への支援を図ります。



▲生涯学習大学講座



▲図書館イベント「クリスマスお話会」

【関連施策】

- 4-2 地域福祉の充実
- 5-1 学習活動の充実
- 5-3 家庭、地域の教育力の向上
- 5-6 芸術文化の振興
- 6-6 地域コミュニティの充実
- 6-7 多様な主体による協働の推進

望ましい姿 住民主体の地域づくりを推進します

取組方針

- ① 地域の実状や地域住民のニーズを踏まえた地域主導の公民館活動、まちづくりを推進するため、地域主導型による組織づくりを推進するとともに、まちづくりに関する情報の提供を積極的に行い、住民による主体的な事業展開を支え、地域力の醸成に努めます。
- ② 地域主導型公民館*への移行を推進するためには地域づくりの担い手となる人材が必要不可欠であり、公民館職員の資質向上のための研修を拡充するとともに、志縁人（公民館活動リーダー）養成塾*開設や校区住民を対象とした研修事業により、多くの人材が活躍できる仕組みをつくります。
- ③ 地域において行われている伝統行事の継承、郷土芸能の保存活動への取組、こども夢未来事業*の実施により、伝統や文化を大切に、次の世代につなぐ風土の醸成に取り組めます。それらの取組を通じて子どもから大人まですべての世代が郷土に誇りを見出し、郷土愛を育む活動を拡充します。

現況と課題

- ・市内の公民館においては、地域の実状、地域住民のニーズに適合した公民館活動、地域活動を積極的に推進する地域主導型公民館への移行を図り、地域住民の主体的意思決定のもと、多くの地域が既に移行しています。一方で、地域活動への関心が薄れ、参加者が一部の人に限定されている地域もあり、地域による温度差、地域力の格差が拡大していることも否めなく、自分の住んでいる「まち」や「ひと」に関心を持ってもらうことが必要となってきています。
- ・地域活動を中心となって引っ張っていってくれるリーダーの数は十分とは言えず、次世代への橋渡しの役割を果たしてくれる新たなリーダーの計画的な育成が必要です。
- ・地方分権の推進、市町村合併の進展等により郷土を愛する心を持つことが大切になってきていますが、自分が育った地域への関心が希薄になってきており、郷土を見つめ直し、郷土に愛着を感じるような事業の推進を図る必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 地域課題を解決するための活動事業数	7 事業 （平成 21 年度）	18 事業
■ 志縁人（公民館活動リーダー）養成塾実施講座数	20 講座 （平成 21 年度）	20 講座
■ 郷土愛を育むための活動事業数	3 事業 （平成 21 年度）	7 事業

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値(平成32年度)
■地域課題を解決するための活動事業参加者数	2,943人 (平成21年度)	5,000人
■志縁人（公民館活動リーダー）養成塾資格取得者数	20人 (平成21年度)	50人
■郷土愛を育むための活動事業参加者数	153人 (平成21年度)	400人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
5-2-1 地域課題を解決する住民活動の推進	○	・地域課題、地域の要請に応じた事業の実施
5-2-2 地域を担う人材の育成		・地域におけるリーダー養成のための研修の実施
5-2-3 郷土愛を育むための活動の推進		・こども夢未来基金※を活用した事業の実施 ・自然体験活動の実施 ・郷土芸能の保存・伝承活動の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	住民ニーズに合った、住民主体の地域づくりを推進します。
市民	自分たちのまちをよくするための地域づくりに積極的に取り組みます。
事業者	それぞれの活動分野の特徴をいかし、地域づくりに参画します。



▲志縁人養成塾



▲別子銅山子ども探検隊

【関連施策】

- 4-3 児童福祉の充実
- 5-1 学習活動の充実
- 5-2 地域づくりの推進
- 5-4 学校教育の充実

望ましい姿 社会全体で子どもを育てる体制をつくります

取組方針

- ① 地域住民のニーズや、急速に変化する社会情勢に対応した家庭教育に関する学習機会の拡充を図ります。また、子育てに不安を抱える親等の相談、サポート体制の一層の充実を図ります。
- ② 三世代交流事業の実施や、児童・生徒に関する情報交換の機会の提供等により、家庭、学校、地域の連携を促進させ、地域全体で子どもを育てていくよう努めます。
- ③ 昔に比べ子どもが危険にさらされている場面は多くなっており、地域の宝である子どもを社会全体で守っていく雰囲気醸成を図り、将来のある子どもたちが伸びやかに成長できる環境づくり、子どもたちが安心して生活できる居場所づくりを推進します。

現況と課題

- ・ 時代の変化により、近所や地域の大人が子育てに関わることが少なくなってきています。親は情報があり過ぎて正しい情報をつかんでいなかったり、子育てについて相談したくても気軽に相談できる人がいない例もあり、子育て世代を中心とした家庭教育の充実を図る必要があります。
- ・ 近年、学校を中心とした地域活動に重点が置かれるようになってきており、より一層の学社融合を図る必要があります。
- ・ インターネットを利用したいじめや、有害情報問題等、子どもを取り巻く環境が急激に変化し、社会全体で、子どもを守っていくという雰囲気を高める必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 子育て等に関する公民館講座数	17 講座 （平成 21 年度）	30 講座
■ 学校支援活動実施箇所数	9 箇所 （平成 21 年度）	10 箇所
■ 子どもの居場所づくり事業数	7 教室 （平成 21 年度）	10 教室

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 子育て等に関する公民館講座参加者数	3,866 人 （平成 21 年度）	5,000 人
■ 学校支援ボランティア活動参加者数	2,132 人 （平成 21 年度）	3,000 人
■ 子どもの居場所づくり事業参加者数	6,230 人 （平成 21 年度）	8,000 人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		重点	主な取組内容
5-3-1	子育て世代に対する家庭教育の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育に関する学習機会の拡充 ・子育て相談への対応
5-3-2	学社融合の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を支援する地域活動の実施 ・子どもの居場所づくり事業への地域住民の参画
5-3-3	青少年健全育成の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所づくり事業の実施 ・少年補導事業等の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	子育てに関する事業の開催、情報発信、アドバイス等を積極的に行います。
市民	地域の子どもにも関心を持ち、できる範囲で教育力の向上に寄与します。
事業者	家庭教育に関する情報を提供し、地域の教育力向上への支援を行います。



▲学校支援ボランティアによる遠足随行



▲放課後子ども教室「和太鼓演奏」

【関連施策】

- 3-3 農業の振興
- 3-5 水産業の振興
- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 5-3 家庭、地域の教育力の向上
- 5-5 特別支援教育の充実
- 6-5 人権の尊重

望ましい姿 生きる力を育みます

取組方針

- ①各学校において、地域及び家庭との連携を図り、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。また、学校だけでなく、教育委員会も含め、地域や保護者との対話の機会を充実させるため、教育懇談会等を開催します。
- ②国際感覚を磨くための海外派遣事業の実施、ALT※や英語指導員※による生きた英語教育、環境教育、防災教育の推進など社会変化に対応した多様な教育活動に取り組みます。
- ③スクールソーシャルワーカー※、ハートなんでも相談員※、スクールカウンセラー※等の増員や活動時間を拡充することにより、個に応じた細やかな相談、適応指導などを行います。
- ④施設及び設備の整備や維持管理については、効率的、計画的に実施するとともに、学校の適正規模の検討も含めて、長期的な計画の策定を行います。また、様々な理由により就学困難な児童・生徒については、義務教育の円滑な実施を図るため、継続して援助を行います。また、安全・安心な給食や食育の推進のため、地元農産物の使用率を高めていきます。
- ⑤幼稚園経営の安定を通して幼児教育の充実を図るため、就園奨励や私立幼稚園の継続的な支援を行っていくとともに、公立幼稚園のあり方について検討していきます。

現況と課題

- ・地域全体で子どもたちを育てていく環境の整備や地域に開かれた特色ある学校づくりの推進が求められています。
- ・子どもたちが、社会変化に対応できるよう、多様な教育の推進が求められています。
- ・いじめや不登校など、心に悩みを抱える子どもたちへのカウンセリングや教科指導の充実が望まれています。
- ・施設及び設備の老朽化に伴う修繕、パソコンや校内LANの整備などが求められています。また、様々な理由により就学困難な児童・生徒が増えているため、継続的な支援が必要とされています。
- ・私立幼稚園に通う園児が減少し経営に支障をきたしており、公立幼稚園においても定員に比べ在園児数が少ない状況にあるため、就園奨励の推進が必要とされています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■夢広がる学校づくり推進事業※実施校数	14校 (平成21年度)	19校
■ハートなんでも相談員などの配置校数	15校 (平成21年度)	27校
■学校施設の耐震化工事実施棟数(累計)	45棟 (平成21年度)	78棟

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成32年度）
■学校へ行こうデー*参加者数	2,852人 （平成21年度）	4,000人
■あすなろ教室*通級児童生徒数	23人 （平成21年度）	10人
■学校施設の耐震化率	68.5% （平成21年度）	100%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
5-4-1 地域に開かれた特色ある学校づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・夢広がる学校づくりの推進 ・学校へ行こうデーの実施
5-4-2 社会変化に対応した多様な教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・中学生海外派遣事業の実施 ・生きた英語教育の推進
5-4-3 児童・生徒の健全育成	○	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校における相談活動の充実 ・適応指導教室*における教育の充実
5-4-4 教育施設・教育環境の整備充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校、幼稚園施設の整備と教育環境の充実 ・学校の適正規模の検討 ・給食施設の整備の検討 ・学校図書館の充実
5-4-5 幼児教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園児就園奨励の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	地域及び家庭との連携を図り、開かれた学校づくりを進めていきます。
市民	地域の学校であることを認識し、地域と連動した行事を積極的に支援していきます。
事業者	教育環境に配慮した取組に努めます。



▲子ども会議



▲学校校舎耐震化工事

特別支援教育の充実

【関連施策】

- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 4-3 児童福祉の充実
- 4-4 障がい者福祉の充実
- 5-4 学校教育の充実

望ましい姿 個々に適した支援を行います

取組方針

- ① 1歳6カ月健診等において早期発見を行い、個々の状況に応じた支援のあり方を検討し、「育ちの教室」、「ことばの教室」の早期相談や、保育園等での巡回相談において継続的に支援を行うとともに、身近な場所で安心して相談できる相談支援体制の整備を行います。また、子どものライフステージに対応する保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関の連携強化に努め、一貫した支援を図ります。
- ② 幼稚園、小・中学校における子どもへの支援のため、特別支援教育支援員*の配置等を継続するとともに、私立幼稚園での障がい児の教育の充実のため支援を行います。全教職員が、校内研修、講演会を通じて障がいや発達課題のある子どもに対する理解を深めるとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用します。
- ③ 障がいや発達課題のある子どもが将来を見据え、自立する上での適切な進路指導や職場体験学習を支援します。

県立特別支援学校の機能充実と肢体不自由児を含めた複数の障がいのある子どもの受け入れ体制整備について要望します。

障がいや発達課題のある子どもの状況を把握し、放課後・長期休暇中において、身近な場所での居場所づくりの確保と、保護者の負担の軽減に向け支援します。

現況と課題

- ・障がいのある子どもの早期発見と早期支援が望まれています。市内には療育機関が少なく早期からの支援が望まれています。また、障がいや発達の課題について、安心して相談できる場所の確保と支援を行う関係機関の連携により、一貫した支援が必要となっています。
- ・地域の学校等に通学し、地域で育てたいという保護者の願いが高まっております。幼稚園や小・中学校生活における安全の確保を図るとともに、全教職員が個々の特性を理解し対応していくことが必要です。
- ・保護者は、子どもが地域の中で自立ができるよう願っており、将来を見据えた支援が望まれています。市内に専門的な特別支援学校の充実が望まれており、また、子どもの居場所づくり、保護者への支援が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値(平成32年度)
■巡回相談実施箇所数	40箇所 (平成21年度)	73箇所
■個別の支援計画の作成件数	100件 (平成21年度)	150件
■特別支援教育支援員数	49人 (平成21年度)	60人
■早期相談・指導施設数	3箇所 (平成21年度)	4箇所

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成32年度）
■巡回相談対象者数	166人 （平成21年度）	250人
■個別の支援計画の引継ぎ件数	40件 （平成21年度）	90件
■相談延べ件数（個人）	815件 （平成21年度）	840件
■早期相談・指導施設利用者数	60人 （平成21年度）	100人
■県立特別支援学校（新居浜）の新居浜市の児童生徒数	32人 （平成21年度）	50人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
5-5-1 早期からの教育相談・支援の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談活動の実施 地域発達支援協議会*等における連携強化 個別の支援計画の作成・活用
5-5-2 特別支援教育の充実・体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小・中学校特別支援教育支援員の配置 各種研修会及び講演会の実施
5-5-3 地域生活における自立に向けた支援体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校の機能充実と体制整備の要望 自立に向けた進路指導の実施 障がい児の居場所づくりの推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	障がいや発達課題のある子どもへの生涯にわたる一貫した支援を推進します。
市民	障がいや発達課題のある子どもについて理解を深め、地域社会全体で支援をします。
事業者	障がいや発達課題のある子どもについて各関係機関と連携をし、支援を継続します。

● 個別計画

- ・新居浜市障害者計画.....平成18年度策定
- ・第2期新居浜市障害福祉計画.....平成20年度策定
- ・新居浜市地域福祉推進計画.....平成22年度策定

【関連施策】

- 1-3 JR新居浜駅周辺の整備
- 3-6 観光・物産の振興
- 5-2 地域づくりの推進
- 5-8 近代化産業遺産の保存・活用の充実

望ましい姿 芸術文化の香りを未来に伝えます

取組方針

- ①魅力的な企画展などの優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、市民の創作活動や自主的な芸術文化活動を支援し、芸術文化の担い手を育成します。
- ②総合文化施設（仮称：あかがねミュージアム）の開館を目指します。また、市民文化センターについては老朽化が進んでいるため、計画的に改修するとともに、将来の建替に向け、財源の確保を含めた実現化方策等を検討します。
- ③文化財所有者のみならず地域での保存活動を推進し、広く一般に文化財を周知し保存意識の高揚を図るとともに、文化財を活用したまちづくりを進めます。

現況と課題

- ・芸術文化は、人が文化的な生活をする上で、欠くことのできないものであり、人々の生活に潤いと安らぎを与えてくれるため、優れた芸術文化や伝統文化に触れる機会を拡充する必要があります。また、豊かな人間性を育むものであることから、次代を担う子どもたちの教育に体験学習等を取り入れ芸術文化を愛する心を育てるとともに、伝統芸能や地域文化の保存と活用、また担い手の育成を図る必要があります。
- ・現在の郷土美術館は老朽化が目立つとともに、十分な美術館機能を備えておらず、本市の芸術文化の拠点となる新たな施設の整備が求められています。また、市民文化センター等の他の文化施設につきましても、長い年月が経過していることから、改修等が必要です。
- ・指定文化財の保存に対する助成や正光寺山古墳の発掘を行い文化財の保護に努めていますが、後世に残すために保存体制を確立するとともに、保護意識を醸成し文化財を活用し広く周知する必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■企画事業開催回数	14回 （平成21年度）	20回
■学校公演回数	5回 （平成21年度）	7回
■文化財調査箇所数（累計）	6箇所 （平成21年度）	26箇所

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成32年度）
■企画事業入場者数	8,970人 （平成21年度）	19,000人
■芸術文化施設利用者数	160,000人 （平成21年度）	192,000人
■文化財指定登録件数（累計）	99件 （平成21年度）	110件

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
5-6-1		・芸術文化鑑賞機会の提供
5-6-2	○	・総合文化施設（仮称：あかがねミュージアム）の建設と運営整備 ・市民文化センター大ホール等の改修と改築実現化方策の検討
5-6-3		・文化財保存活動の実施 ・文化財の活用

● 協働のまちづくりのための取組

行政	市民の自主的な芸術文化活動を尊重し、環境の整備、充実に努めます。
市民	芸術文化活動に積極的に参加します。
事業者	芸術文化活動に理解を示し、様々な活動を支援します。



▲学校出前コンサート



▲正光寺山古墳発掘体験学習

● 個別計画

- ・新居浜駅周辺地区整備計画平成 19 年度策定

【関連施策】

- 1-5 公園・緑地の整備
- 4-1 健康づくりと医療体制の充実

望ましい姿 いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しむことができます

取組方針

- ①各種スポーツ教室や、体を動かす機会、場所等を提供することで、多くの市民が楽しみながら、日常生活の中にスポーツ・運動を取り入れ、健康で充実した生活の実現を図ります。
- ②平成29年に開催される愛媛国体に向け、競技スポーツにおける指導者等の育成や全国大会へ出場する選手等への支援を継続するとともに、市民のスポーツに対する関心を高めます。
- ③市民が、安心して快適に体を動かしたり、気軽にスポーツに親しめるよう施設の維持管理に努めるとともに、愛媛国体の開催やプロスポーツ、全国規模の大会が誘致できるよう施設整備に向けて検討を進めます。

現況と課題

- ・個々を取り巻く社会環境が多様化する中で、直接的なコミュニケーションの不足や普段体を動かしたり、スポーツに親しむことが少なくなっており、子どもの体力低下や、生活習慣病予備群*が社会問題化しています。また、高齢者向けのスポーツや体操を行う機会が限られているため、気軽に誰でも参加、実践できる軽スポーツや体を動かすことの推進が必要です。
- ・競技スポーツにおいては、近年、全国規模の大会に出場する選手等が増加しています。平成29年に愛媛県で国体が開催されることもあり、より一層競技力の向上を図るとともに、指導者の育成をはじめ、選手等への支援を行うことで競技意欲を高め、活躍できる選手を養成することが必要です。
- ・体育施設の老朽化が進んでおり、市民が安心して安全に利用できるよう、計画的な改修等を行う必要があります。また、現在の施設機能は、全国規模の大会やプロスポーツの開催など、レベルの高いプレーを観戦する機会の提供において、不十分な面があることから総合運動公園の建設も含めた施設整備の検討が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■各校区のスポーツ教室等開催回数	38回 (平成21年度)	100回
■全国大会出場者への奨励件数	355件 (平成21年度)	400件
■全国規模の大会やプロスポーツの開催回数	2回 (平成21年度)	5回

成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■各校区のスポーツ教室等参加者数	1,195人 (平成21年度)	5,000人
■全国大会出場件数	41件 (平成21年度)	45件
■全国規模の大会やプロスポーツの観客数	2,500人 (平成21年度)	5,000人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		重点	主な取組内容
5-7-1	社会体育の推進	○	・年齢や能力に応じたスポーツ・レクリエーション機会の提供
5-7-2	競技スポーツの振興		・各種全国大会出場者への支援 ・指導者研修の実施
5-7-3	施設環境の整備		・体育施設の整備の検討

● 協働のまちづくりのための取組

行政	スポーツや運動ができる施設を含めた環境整備に努めます。
市民	積極的に体を動かすことに努め、生活の中にスポーツを取り入れるように努めます。
事業者	健康づくりのためのスポーツ・レクリエーションに理解を深めるとともに、様々な活動への支援を行います。



▲ サッカー教室



▲ 市民体育祭（ふれあいスポーツの部）

【関連施策】

- 1-3 JR新居浜駅周辺の整備
- 3-6 観光・物産の振興
- 5-2 地域づくりの推進
- 5-6 芸術文化の振興

望ましい姿 生きた博物館都市を目指します

取組方針

- ①わが国の産業革命の縮図である別子銅山の歴史を正しく認識してもらい、その残された近代化産業遺産の価値を明らかにすることにより、市民の誇りになるよう意識の醸成を図ります。
- ②全国近代化遺産活用連絡協議会*での鉱山都市、経済産業省が認定した近代化産業遺産群33の一つである「瀬戸内海の近代化産業都市」との交流、連携を通して、広域での近代化産業遺産の保存活用の充実を図ります。
- ③重要文化財旧広瀬邸を含む広瀬歴史記念館の整備、マイントピア本館のモデルとなった旧端出場水力発電所の現況調査と整備、我が国で唯一の社宅群として残った山田社宅の保存と整備を図ります。
- ④市民参加型まちづくりファンドとして創設された「あかがね基金」のより一層の周知と基金育成を図り、別子銅山近代化産業遺産群の保存・活用や情報発信等を行うとともに、世界に誇れる近代化産業遺産を後世に継承し、市民が郷土に愛着と誇りが持てるまちづくりを推進します。
- ⑤多喜浜塩田文化を保存継承するために、塩田資料の収集、塩づくり講座等の学習機会を拡充します。

現況と課題

- ・広瀬歴史記念館の特別企画展や、昭和通りにスポットをあてた「昭和レトロ展」、市民との協働による「山根大通りストリートミュージアム」を開催し先人の業績を紹介してきました。今後も近代化に携わった人たち（先人）の教え、精神を伝え、発信していく必要があります。
- ・「全国近代化遺産活用連絡協議会・新居浜大会」「金・銀・銅サミット in 新居浜」を開催してきましたが、今後も鉱山遺産、近代化産業遺産の都市とのネットワークを強め、広域での近代化産業遺産の保存・活用の充実を図る必要があります。
- ・広瀬歴史記念館は、開館10年を越え、展示資料の見直しや解説機器のリニューアルを行う必要があります。また、旧広瀬邸の未改修部分の保存修理工事や防災設備の充実を図る必要があります。
- ・端出場以北の5つの物件について、住友企業と行政で別子銅山保存活用連絡調整会*を設置して保存・活用を検討し、一定の成果をあげました。今後も、継続する必要があります。
- ・あかがね基金を設置し近代化産業遺産の調査、保存計画に着手しています。原資の「あかがね基金」をさらに育成し、近代化産業遺産を継承するとともに市民の愛着や誇りの醸成を図っていく必要があります。
- ・多喜浜校区では塩田文化を継承するためのエコミュージアム活動*に取り組んでおり、保存活動の拡充が求められています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■所有者との交渉回数	10回 (平成21年度)	10回
■近代化産業遺産の調査件数	2件 (平成21年度)	4件
■講演等におけるあかがね基金の周知	3回 (平成21年度)	10回
■塩田に関する学習の開催回数	26回 (平成21年度)	30回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成32年度）
■ 広瀬歴史記念館入館者数	9,787人 （平成21年度）	15,000人
■ 国の文化財登録件数（累計）	8件 （平成21年度）	12件
■ 別子銅山近代化産業遺産の整備件数	1件 （平成21年度）	3件
■ あかがね基金への浄財受入額（累計）	3,713万円 （平成21年度）	4,700万円
■ 塩田に関する学習への参加者数	553人 （平成21年度）	1,000人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
5-8-1 別子銅山の近代化に携わった人々に学び、伝承・発信を促進	○	<ul style="list-style-type: none"> 別子銅山近代化産業遺産に関する情報の発信 広瀬歴史記念館企画展の開催 広瀬歴史記念館の展示内容の充実
5-8-2 別子銅山近代化産業遺産のネットワークの促進		<ul style="list-style-type: none"> 鉱山都市、近代化産業遺産都市との交流・連携
5-8-3 別子銅山近代化産業遺産の保存・整備の推進		<ul style="list-style-type: none"> 広瀬歴史記念館の整備 旧端出場水力発電所の整備 山田社宅の保存と活用
5-8-4 あかがね基金の育成		<ul style="list-style-type: none"> あかがね基金の周知
5-8-5 多喜浜塩田文化の保存・継承		<ul style="list-style-type: none"> 塩づくり講座、まち歩き、シンポジウム 塩田関係資料、映像の整理

● 協働のまちづくりのための取組

行政	近代化産業遺産の保存・活用に取り組んでいる市民団体や事業者を支援します。
市民	先人の業績の伝承、発信を行い、近代化産業遺産の保存・活用に協力します。
事業者	近代化産業遺産の保存・活用に考慮、先人の取組を伝承し事業のイメージアップにつなげます。

● 個別計画

- ・ 別子銅山産業遺産活用モデル基本計画策定調査報告書 ...平成13年度策定



▲庭園から見た旧広瀬邸

自立協働

フィールド6 自立協働

フィールド6：自立協働

～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

施策

基本計画

6-1.
安全安心な生活空間の形成

自分たちのまちを自分たちで守ります

1. 交通安全対策の推進
2. 防犯対策の推進
3. 防災体制の強化
4. 安全安心のまちづくりの推進

6-2.
消防体制の充実

大切な命と地域を守ります

1. 警防体制の充実
2. 予防体制の充実
3. 救急救助体制の充実
4. 消防団の活性化
5. 消防の広域化

6-3.
消費者の自立支援と相談体制の充実

賢い消費者、自立する消費者を目指します

1. 消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化
2. 消費生活改善の意識啓発と情報提供
3. 適正な計量の推進

6-4.
男女共同参画社会の形成

男女が意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をつくります

1. 男女共同参画の意識の高揚
2. DV^{*}対策（支援及び予防）の推進
3. 女性の政策・方針決定の場への参画促進
4. エンパワメント^{*}の支援

6-5.
人権の尊重

人権尊重のまちづくりを推進します

1. 社会における人権・同和教育及び啓発の推進
2. 学校における人権・同和教育の推進
3. 人権擁護体制の充実

6-6.
地域コミュニティの充実

地域力を発揮できる体制をつくります

1. 地域コミュニティ活動への支援
2. 地域再生への体制づくり

6-7.
多様な主体による協働の推進

多様な主体が、異なる特性を補完しあい協働を推進します

1. 推進体制及び制度の整備
2. 人材の育成と自治体経営力の向上
3. 中間組織^{*}への支援と連携強化
4. ボランティアの推奨
5. NPO^{*}活動への支援

6-8.
国際化の推進

グローバルな視点でまちづくりを推進します

1. 国際交流の推進
2. 多文化共生^{*}社会の推進
3. 国際化を進める体制づくり



安全安心な生活空間の形成

【関連施策】

- 1-2 道路の整備
- 1-4 安心な住宅の整備
- 1-5 公園・緑地の整備
- 1-6 港湾の整備
- 2-4 下水道施設の整備
- 2-5 安心で安全な水道事業の推進
- 4-5 高齢者福祉の充実
- 6-2 消防体制の充実
- 6-6 地域コミュニティの充実

望ましい姿 自分たちのまちを自分たちで守ります

取組方針

- ①交通死亡事故ゼロを目指し、加害者にも被害者にもならない、子ども（高校生含む）から高齢者までの全市民に対する各世代に応じた交通安全意識の普及・啓発に努めます。
- ②防犯団体、警察、教育機関、行政等が連携して防犯意識の啓発に努めるとともに、防犯団体等への支援を行い活動の充実を図ります。
- ③新居浜市地域防災計画の見直しを行うとともに災害時の業務継続計画[※]を策定します。また、市内全域への情報の収集・伝達のために、固定系防災行政無線[※]を基本として移動系防災行政無線[※]の検討や多様な方法による情報伝達体制の整備に努めます。
避難所整備や備蓄物資の充実を図るとともに、関係機関、団体、企業などとの協定や連携を強化します。さらに、自主防災組織[※]への支援体制を強化し、防災訓練の拡充など組織活動の充実と活性化を図ります。
災害時要援護者[※]の支援体制を充実させ、災害による人的被害を出さないよう努めます。
- ④「新居浜市安全安心のまちづくり条例」の趣旨を市民に啓発するとともに、具体的な施策を推進するための指針となる行動計画を策定し、市・市民・事業者等が協働して安全活動に取り組みます。

現況と課題

- ・本市における交通事故の発生状況は、近年では平成 17 年をピークに減少傾向にありますが、高齢者や児童・生徒の事故の件数はほぼ横這い状態です。また、主たる交通手段としての自動車への依存はますます高まっているため、交通事故を引き起こす要因は常に存在しています。そのため、交通死亡事故ゼロを目指すための各年代に応じた事故防止対策が重要です。
- ・犯罪の発生件数は減少傾向にありますが、いわゆる体感治安の悪化が懸念されています。本市では、従来からの防犯団体に加え、地域での見守り活動、青パト隊、NPO法人など新たな防犯活動の展開もみられます。防犯活動は継続が必要であり、関係団体への支援を継続し、活動の強化に努める必要があります。
- ・本市では、平成 16 年の度重なる台風災害を経験し、また近い将来発生が予想される東南海・南海地震に備え総合的な対策を求められることから、平成 17 年に新居浜市地域防災計画の見直しを行いました。新居浜市地域防災計画に基づき、防災訓練の実施をはじめ、防災行政無線の整備、災害時要援護者避難支援プラン[※]の作成などの各種対策に取り組んでいます。また、自主防災組織については、市民の防災意識の高まりで全小学校区において結成され、活動が展開されています。
今後これらの活動をさらに充実強化するためには、自助・共助・公助の役割分担による防災体制の強化が求められています。
- ・近年の社会経済情勢の変化に伴い、地域における連帯意識の希薄化、匿名性、無関心層の増大等が進み、自主的な防犯機能の低下を招いています。また、高齢化や核家族化により空き家の管理が社会問題化するなどしています。本市では、平成 21 年 9 月「新居浜市安全安心のまちづくり条例」を制定しており、今後は、条例に基づく行動計画を策定し事業に取り組む必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■交通安全教室の開催回数	148 回（平成 21 年度）	180 回
■防犯啓発回数	43 回（平成 21 年度）	100 回
■防災訓練実施校区数	11 校区（平成 21 年度）	18 校区
■食料備蓄数	2,999 食（平成 21 年度）	6,000 食

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■交通事故発生件数(1月~12月)	849件 (平成 21 年)	800 件
■犯罪発生件数(1月~12月)	1,362 件 (平成 21 年)	1,000 件
■地域支援者決定済要援護者割合 ※1名以上	56.0% (平成 21 年度)	100%
■自主防災訓練・総合防災訓練参加者数	2,050 人 (平成 21 年度)	5,000 人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
6-1-1 交通安全対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室等の実施 高齢者を対象にした交通安全啓発
6-1-2 防犯対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> 新居浜地区防犯協会への支援 防犯灯設置への助成
6-1-3 防災体制の強化	○	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線整備事業の実施 要援護者避難支援プランの充実 備蓄物資購入の促進 自主防災組織、機能の拡充 業務継続計画の策定 避難所施設の整備
6-1-4 安全安心のまちづくりの推進		<ul style="list-style-type: none"> 安全安心のまちづくり行動計画の策定 管理放棄住宅の対策

● 協働のまちづくりのための取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策の推進、適切な情報提供や啓発を行うとともに、防犯意識の啓発や防犯活動団体の活動を支援します。 交通安全啓発に関する各種施策を充実します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 自らの命は自ら守るという意識で自主防災活動や地域安全活動へ参加し、防災・防犯対策を進めます。 運転マナーの励行と交通ルール順守に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災活動へ協力し、犯罪や事故の防止に配慮した施設の整備、備品等の管理、従業員等への安全教育を行います。 運転マナー励行と安全運転を推進します。

● 個別計画

- ・新居浜市地域防災計画.....平成 17 年度策定
- ・新居浜市交通安全計画.....平成 18 年度策定

望ましい姿 大切な命と地域を守ります

取組方針

- ① 警防体制の充実のため、消防庁舎等の整備、消防職員の適正な定員管理や車両及び資機材等の整備を計画的に実施するとともに、大島・別子山地区の防火対策を推進し、別子山地区の消防業務委託を継続します。また、消防救急無線*のデジタル化については、法的期限の平成 28 年 5 月末までに実施します。
- ② 予防体制の充実のため、予防査察員*の計画的な増員による予防査察率を向上させ、危険物施設*や防火対象物*等の実態把握や違反是正の推進を図り、防火管理者選任率等の向上による、防火防災管理体制の確立を目指します。また、関係団体との連携を促進し、防火防災体制の強化を図ります。
- ③ 救急救助体制の充実のため、応急手当等の救急講習会の増加、積極的な広報を行い、「町の救命士」*の増員を目指します。また、救急救命士等の計画的な増員を図り、救急救助技術の向上のため、各種資格取得、研修を実施します。さらに、メディカルコントロール体制の強化による円滑な救急搬送体制の構築を図ります。
- ④ 消防団の活性化のため、消防団詰所の計画的な新築移転、改築及び車両・資機材の整備、処遇の改善など環境を整備し、災害対応力を強化するとともに、消防団活動への理解を得る広報活動を推進し、魅力ある消防団を目指し入団の促進を図ります。
- ⑤ 消防の広域化については、愛媛県消防広域化推進計画*に基づき検討し、住民サービスの向上と行政の効率化を図ります。

現況と課題

- ・ 警防体制では職員定数の増加、消防車両や資機材、消防緊急通信指令システム*の導入、雨量計の増設など計画的な整備を行ってきましたが、消防防災の拠点となる消防庁舎等の耐震化の促進、女性消防職員の採用を含めた適正な定員管理によりさらなる消防力の強化を図っていく必要があります。また、大島地区、別子山地区においては到着するまでに長時間を要するため、自衛消防力の強化が必要となっています。
- ・ 予防体制では、地域担当者制度*による自主防災組織の育成強化、プロジェクトチームによる違反是正の推進、住宅用火災警報器の義務化による設置促進及び予防査察による安全対策等の徹底を図ってきましたが、危険物施設や防火対象物等のさらなる実態把握による安全対策、防火対策の強化及び市民の防火意識の高揚などが必要となっています。
- ・ 救急救助体制では、応急手当の普及拡大を目指した救急講習会の開催、AED*の公共施設等への設置、救急救助資機材の充実、救急救命士等の資格者の養成等を行ってきました。しかし、救急件数の増大及び医師不足による円滑な救急搬送体制が困難になり、広域的救急医療体制の構築、高度な救急救助技術者の養成が急務になってきています。
- ・ 消防団については、地域防災のリーダーとして必要な市民指導員の養成、分団詰所の新築、車両、資機材の計画的更新及び団員定数の拡大、女性消防団員の採用を行ってきました。しかし、社会情勢の変化により団員の確保及び分団活動が困難になったり、消防団詰所の耐震化、老朽化、駐車場不足の問題もあります。
- ・ 消防の広域化については、災害の多様化・大規模化や住民の少子高齢化、人口減少、ニーズの変化など、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要があるため、国の指針により消防の広域化を目指します。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 消防関連施設耐震診断箇所数	0箇所（平成 21 年度）	13 箇所
■ 防火対象物立入検査回数	1,038 回（平成 21 年度）	1,200 回
■ 救急講習会開催数	96 回（平成 21 年度）	110 回
■ 消防団教養訓練回数	24 回（平成 21 年度）	24 回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■出火率(人口 1 万人当たりの火災件数)(年間)	2.3 件 (平成 21 年)	2.0 件
■防火管理者選任率	88.1% (平成 21 年度)	100%
■救命率(社会復帰)(年間)	4.3% (平成 21 年)	10.0%
■消防団員の充足率	95.8% (平成 21 年度)	100%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
6-2-1 警防体制の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ・南消防庁舎の大規模改修 ・消防自動車及び資機材の更新整備 ・人材育成の推進 ・離島、遠隔地の防火対策の推進 ・消防救急無線デジタル化の実施
6-2-2 予防体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・防火対策の推進 ・企業防災の推進 ・予防広報の推進
6-2-3 救急救助体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・救急救助資機材の更新整備 ・メディカルコントロール体制の確立 ・AED等応急手当の普及啓発 ・救助隊員、救急救命士等の資格取得
6-2-4 消防団の活性化		<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の環境整備 ・消防分団詰所等の整備 ・消防団車両、資機材の更新整備 ・消防団広報の推進
6-2-5 消防の広域化		<ul style="list-style-type: none"> ・消防広域化の検討

● 協働のまちづくりのための取組

行政	火災事故等の各種講習会や法令説明会等を実施し、あらゆる災害による被害の軽減を図ります。
市民	消防団への入団や初期消火、救急講習等、自主防災組織活動への積極的な参加を行います。
事業者	消防団への従業員の入団促進や大災害時に連携します。

● 個別計画

- ・新居浜市地域防災計画.....平成 17 年度策定
- ・愛媛県消防広域化推進計画.....平成 20 年度策定
- ・新居浜市水防計画.....毎年策定

望ましい姿 賢い消費者、自立する消費者を目指します

取組方針

- ①消費生活相談員の専門知識及び相談対応能力向上により、迅速、適切な助言、斡旋を行うなど、消費生活相談体制の充実に努めるとともに、関係機関、消費者団体、法律の専門家等との連携を強化し、消費者被害の未然防止、新たな消費者問題の対応に当たります。
- ②最新の消費者情報や危害・危険情報をホームページ、広報紙、CATVなど様々な広報媒体を活用し消費生活改善の意識啓発、情報提供を行います。また、消費者の自立支援を目指し、消費者講座や出前講座、消費生活展、講演会等により消費生活学習の場を提供します。
- ③適正な計量取引を確保するため、特定計量器*の定期検査や量目立入検査*などの計量体制を充実、強化するとともに、消費者の計量思想の普及・啓発に取り組みます。

現況と課題

- ・消費者を取り巻く環境は、情報化、国際化、規制緩和による複雑多様なサービスと豊かな消費生活に相まって、悪質商法などによるトラブル、多重債務の相談が増加しています。また、食品や製品に関する消費者事故も相次いでいます。
- ・平成 21 年 9 月には消費者庁が創設され、本市においても、平成 22 年 4 月に消費者安全法に基づく、消費生活センターを設置しました。今後さらに複雑、多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談を充実するとともに、消費者啓発や情報提供、消費者教育の推進、関係機関、団体等の連携に努めていかなければなりません。
- ・平成 16 年から愛媛県より計量法に関する業務が権限委譲され、今後さらに適正な計量取引の確保に努める必要がありますが、消費者が積極的に適正計量に参画できる機会が限られているため、計量思想の普及啓発が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■消費者講座、出前講座開催回数	11 回 (平成 21 年度)	30 回
■量目立入検査店舗数	10 店 (平成 21 年度)	10 店

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■あっせん件数	82 件 (平成 21 年度)	99 件
■解決金額	3,680 万円 (平成 21 年度)	5,000 万円
■消費生活センター(相談窓口認知度)	60.0% (平成 16 年度)	90.0%
■消費者講座、出前講座参加人数	365 人 (平成 21 年度)	800 人
■量目立入検査・不適正(不足)率	2.8% (平成 21 年度)	2.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
6-3-1 消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化	○	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談の充実 出張相談の実施
6-3-2 消費生活改善の意識啓発と情報提供		<ul style="list-style-type: none"> 消費者のつどいや学習講座の開催 みんなの消費生活展の開催
6-3-3 適正な計量の推進		<ul style="list-style-type: none"> 特定計量器定期検査 計量関係事業者立入検査

● 協働のまちづくりのための取組

行政	消費者啓発、消費者教育の実施等の施策を実施し、消費者の自立を支援します。
市民	自ら進んで、消費生活に関して、必要な知識を修得し、必要な情報を収集する等自主的に行動します。
事業者	消費者に供給する商品及び役務について、消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保します。



▲自立する消費者学習講座



▲みんなの消費生活展

● 個別計画

- ・消費者行政活性化プログラム(平成 21 年度~平成 23 年度) 平成 21 年度策定

望ましい姿 男女が意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をつくります

● 取組方針

- ①男女共同参画審議会で市民意識調査の結果について検証し、今後の意識改革の取組方等について検討を行います。
また、市民に市政だより等で講演会等への参加を広く呼びかけるとともに、各種団体等への参加呼びかけも積極的に行います。
- ②DV相談窓口のお知らせについては、今後も広くPRに努めていくとともに、関係機関、庁内関係課所等との連携、協力体制の強化を図り、DV被害者支援を行います。また、教育委員会等とも連携、協力しながら、予防的な対策（デートDVに対する教育など）の推進に努めます。
- ③委員会・審議会等への女性の参画に向けて今後一層推進するとともに、委員改選時には女性の登用を積極的に行うよう努めます。
- ④女性総合センターの施設整備については、今後計画的に整備を行います。

● 現況と課題

- ・男女共同参画に対する意識については、まだ市民に十分浸透していない状況で、また推進については、毎年フォーラム、講演会等を開催し多くの方が参加していますが、参加者が固定化傾向にあるため、もっと年齢を問わず広く多くの方に参加してもらうような工夫、努力が必要です。
- ・DV相談については、相談件数が年々増加し内容が多様化してきている中、「相談する所（窓口）があるのを知らなかった。」というDV被害者の声を聞くことがあるため、できるだけ多くのDV被害者支援ができるよう、もっと広くPRしていく必要があります。
DV対策の推進については、現在はDV被害者支援等を中心に行っており、今後は予防的な対策の推進にも力を入れていく必要があります。
- ・委員会、審議会等への女性の参画率が、近年同率（30%弱）のまま推移しているため、目標値達成に向けての対策を講じる必要があります。
- ・女性総合センターの施設整備については、現在は緊急対応となっているため、今後は計画的に行っていく必要があります。

● 活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■講演会等実施回数	28回 （平成 21 年度）	30回
■DV被害者相談実施日数	242日 （平成 21 年度）	242日
■DV防止啓発実施回数	7回 （平成 21 年度）	10回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■「夫は職業活動、妻は家事育児に専念する」を肯定する割合	35.4% (平成 21 年度)	20.0%
■DV被害者相談件数	323 件 (平成 21 年度)	250 件
■審議会などの委員の女性参画率	29.6% (平成 21 年度)	50.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
6-4-1	男女共同参画の意識の高揚	・男女共同参画の推進
6-4-2	DV対策(支援及び予防)の推進	・DV相談 ・DVに関する意識啓発
6-4-3	女性の政策・方針決定の場への参画促進	○ ・審議会等への女性の登用促進 ・若手女性リーダーの育成
6-4-4	エンパワーメントの支援	・女性総合センターの計画的な整備

● 協働のまちづくりのための取組

行政	フォーラム、講演会等の男女共同参画社会づくり事業を多く実施し、男女共同参画に対する意識の高揚に努めます。
市民	フォーラム、講演会等の男女共同参画社会づくり事業に、積極的に協力また参加するように努めます。
事業者	ワーク・ライフ・バランスへの取組など、男女共同参画社会の形成を目指した取組に努めます。



▲男女共同参画社会づくり講演会



▲男性料理教室(男女共同参画週間行事)

● 個別計画

- ・男女共同参画計画平成 22 年度策定

【関連施策】

- 4-4 障がい者福祉の充実
- 4-5 高齢者福祉の充実
- 5-4 学校教育の充実
- 6-4 男女共同参画社会の形成
- 6-8 国際化の推進

望ましい姿 人権尊重のまちづくりを推進します

● 取組方針

- ①市民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として身につくよう人権教育・啓発を推進し、日常生活の中で人権への配慮が行動や態度に表れるよう、学校や地域社会、家庭、職場などあらゆる場を通して、子どもから大人まで各段階に応じ、長期的な展望に立った、より実践的な学習活動に努めます。
- ②教職員における人権・同和教育観の確立と指導力の向上に資する研修活動の充実を図ることによって、差別解消に取り組む児童・生徒を育成します。また、幼・保・小・中・高等学校間の連携や保護者・地域住民との連携により、地域ぐるみで正しい人権・同和教育に対する理解を深め、差別解消に向けた実践力を高めるよう努めます。
- ③社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別、いじめや虐待、暴力など、様々な人権侵害による被害者救済のため、相談体制の充実を図ることが必要であり、複雑・多様化している人権に関する相談に対応するため、国、県、市及び人権擁護関係機関との連携、協力を努めます。

● 現況と課題

- ・社会的身分、門地、人種、信条、性別等による差別は今なお存在しており、今後も継続した啓発学習活動に取り組むことが必要です。
- ・小・中学校の人権・同和教育主任が中心となり、校内での同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する共通理解や教職員の力量を高める研修の充実を図っています。今後は、幼・保・小・中・高等学校間や保護者・地域住民との連携をさらに図り、人権・同和教育を学習する場への住民の参加率の向上を目指すことが必要です。
- ・様々な人権に関する相談が増加するとともに、複雑・多様化しており、相談体制の充実や人権擁護関係機関との連携、協力等の人権擁護体制の充実を図ることが必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■人権啓発活動事業の実施回数	3回 (平成21年度)	4回
■お茶の間人権教育懇談会実施回数	111回 (平成21年度)	120回
■講座・セミナー実施回数	119回 (平成21年度)	130回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■人権啓発活動事業の参加者数	1,125人 (平成21年度)	1,200人
■お茶の間人権教育懇談会参加者数	1,058人 (平成21年度)	1,150人
■講座・セミナー参加者数	4,294人 (平成21年度)	4,400人
■校区別人権・同和教育懇談会参加者数	10,258人 (平成21年度)	11,000人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
6-5-1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・お茶の間人権教育懇談会、講座・セミナーの実施 ・差別をなくする市民の集い、人権講演会の開催 ・身元調査お断り運動の推進
6-5-2 学校における人権・同和教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・校区別人権・同和教育懇談会の実施 ・小中学校人権・同和教育研究大会の実施
6-5-3 人権擁護体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談体制の充実 ・人権擁護関係機関との連携、協力体制の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、あらゆる場を通じた人権・同和教育の推進及び啓発に努めます。
市民	一人ひとりが人権問題を自分のこととしてとらえ、日常生活の中で人権への配慮が行動や態度に表れるよう人権感覚を養っていくよう努めます。
事業者	社会を構成する一員として一人ひとりの人権を尊重し、差別のない明るい職場づくりと人にやさしい企業活動に努めます。



▲人権の花運動



▲お茶の間人権教育懇談会

● 個別計画

- ・新居浜市人権施策基本方針 平成 20 年度策定

【関連施策】

- 2-3 ごみ減量の推進
- 4-2 地域福祉の充実
- 5-2 地域づくりの推進
- 6-1 安全安心な生活空間の形成
- 6-7 多様な主体による協働の推進

望ましい姿 地域力を発揮できる体制をつくります

取組方針

- ① 魅力ある地域づくりを目的とした自主的なコミュニティ活動を支援し、各自治会の活性化を図ります。
自治会集会所の整備（新築工事）については、支援を継続し計画的な建設整備を順次図ります。また、自治会関連設備の補修等についても必要な支援を行います。
自治会加入促進については、平成 21 年度に実施した自治会加入促進アンケート結果を今後の加入促進活動につなげるとともに、自治会運営の手引きの作成などソフト面の支援を行い充実を図ります。市職員の自治会加入についても、周知啓発研修等により促進に努め、地域と行政のつなぎ役となれるような体制づくりを検討します。また、防犯活動推進事業、広報活動事業、魅力あふれる地域コミュニティ創生事業[※]等の各種交付金については、見直しを行いながら充実を図り、自治会活動の活性化を支援します。
- ② 既存組織の地域活動の枠を越え、連携協力を促進するネットワーク型のまちづくり[※]を推進するための新しい仕組みづくりを検討するとともに、地域課題を市民と行政が協働で解決するまちづくり活動や地域が主体的に取り組む事業の総合的な支援のあり方を検討します。

現況と課題

- ・自治会のコミュニティ活動の拠点施設である自治会館や放送塔・掲示板などの関連設備については老朽化が進むとともに、自治会員の減少などにより自治会の財政基盤等が弱まっているため、より強力な支援が求められています。
自治会加入率が低下傾向にあり、会員の減少により自治会活動に支障が出ているため、自治会加入を促進する必要があり、さらに、市職員についても自治会加入率の向上が求められています。
- ・地域のまちづくりを推進するために、自治会をはじめ様々な団体が活動していますが、個々の目的に限定され、横断的な連携を図るためのネットワークが不足しており、地域で総合的にまちづくりを推進する組織が求められています。
地域課題解決に向けて取り組む市民活動を支援する体制整備が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■自治会館建設補助延べ件数 （昭和 55 年度以降）	81 件 （平成 22 年度まで）	91 件

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■自治会加入率	69.1% （平成 21 年度）	75.0%
■コミュニティ活動に対する市民満足度	18.3% （平成 20 年度）	25.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		重点	主な取組内容
6-6-1	地域コミュニティ活動への支援	○	・コミュニティ施設等の整備 ・地域コミュニティ活動への支援
6-6-2	地域再生への体制づくり		・地域コミュニティ活動への支援(再掲) ・別子山お試し移住体験の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	自治会への財政的支援並びにソフト面での活動支援などの充実強化に努めます。
市民	自らの地域づくりに主体的、積極的に取り組み、自治会活動の活性化に努めます。
事業者	地域コミュニティづくりが円滑に実施されるように配慮した取組に努めます。



▲環境美化活動



▲自治会館の整備

望ましい姿 多様な主体が、異なる特性を補完しあい協働を推進します

取組方針

- ①協働を本市全体の仕組みとしていくために、方針の徹底や連携の促進、また成果の共有を図る庁内外の推進体制の整備を行い、市民提案制度^{*}による協働を具体的に推進する制度を整備します。
- ②協働を担う人材育成のため、課題を発見する能力、企画立案能力、問題解決能力等の研修の充実を図ります。また、地域課題を解決するため、市職員の協働への意識改革と能力開発に取り組みます。
- ③NPO間や、市民活動団体と行政の媒介役として機能する中間組織が社会的に認知されることが、市民活動の活性化や協働環境の整備にもつながることから、中間組織への支援や対等なパートナーシップ^{*}に基づく積極的な連携を図ります。
- ④市民一人ひとりが、自らの手でよりよい地域や社会にしたいという思いや志をまちづくりにいかすため、ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動しやすい体制づくりに取り組みます。
- ⑤様々な分野で活動しているNPOについて、自主性を尊重しながら、その活動がさらに活性化するような側面的支援を行います。

現況と課題

- ・行政が独占的に「公」を担うのではなく、NPOや企業等異なる特性を持つ地域の多様な主体が自立・連携して社会全体の公共サービスの充実を図る「新しい公共」の創出が求められています。
- ・まちづくりにおける「人材」の重要性を考慮し、マネジメント力の向上につながる人材育成が必要であるとともに、市職員にも協働への意識改革や能力開発が求められています。
- ・市民社会の成熟には、NPO間や企業・行政との連携を仲介したり、関連情報の収集及び提供や相談対応を行い各団体の活動上の課題解決や自立を支援することにより、NPO等民間の公益活動が生き生きと展開されるための環境整備を行うとともに、市民意見をとりまとめた政策提言を行ったりする中間組織の存在が重要となってきています。
- ・若者や団塊世代のまちづくりへの関心も高まっており、ボランティア活動を紹介するイベントなどが開催されていますが、ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動しやすい体制の充実が求められています。
- ・独自の事務所を持たないNPOが多く、会議や作業場所、機器の提供などの支援や法人格を取得するための支援などが望まれています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■人材育成研修・交流会の開催数	9回 (平成 21 年度)	10回
■公共施設愛護事業登録件数	76件 (平成 21 年度)	106件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■協働による事業提案数	14 事業 （平成 21 年度）	35 事業
■公共施設愛護事業参加者数	3,619 人 （平成 21 年度）	4,219 人
■NPO法人数	23 法人 （平成 21 年度）	43 法人
■NPOやボランティア活動に対する市民満足度	10.4% （平成 20 年度）	20.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
6-7-1	推進体制及び制度の整備	・市民提案による協働の推進 ・公共施設愛護事業の推進
6-7-2	人材の育成と自治体経営力の向上	・協働を担う人材の育成 ・職員研修による能力開発
6-7-3	中間組織への支援と連携強化	○ ・まちづくり協働オフィス*の運営 ・中間組織へのサポート
6-7-4	ボランティアの推奨	・出前講座でのボランティア講師の活用 ・公共施設愛護事業の推進（再掲）
6-7-5	NPO活動への支援	・まちづくり協働オフィスの運営（再掲）

● 協働のまちづくりのための取組

行政	推進体制や制度の整備、職員の意識改革・能力開発等を行い、協働を推進します。
市民	ボランティアへの参加やNPOや市民活動団体等の市民セクターの交流促進を行い、協働の推進に努めます。
事業者	企業の社会的貢献活動（CSR活動）等を行い、協働の推進に努めます。

● 個別計画

- ・市民活動の推進に関する指針平成 15 年度策定
- ・協働事業推進のためのガイドライン平成 18 年度策定

望ましい姿 グローバルな視点でまちづくりを推進します

取組方針

- ①友好都市*との交流については、行政主体から民間主体による交流を目指し継続するとともに、市民レベルでの交流を検討します。また、外国人と触れ合える機会を提供し、外国との交流を推進します。
- ②本市での外国人の生活等支援のため、より多くの情報について多言語で翻訳し提供していきます。また、市民と外国人のコミュニケーションを支援するため、日本語教師養成講座をより広く周知し、日本語教師を養成するとともに、より多くの外国人が日本語教室に通えるよう環境整備に努めます。また、多文化共生の意識啓発として講演会などを開催します。
- ③国際化都市づくり委員会*を毎年継続して開催し、国際化に関する情報交換や共有、協力依頼を行います。また、国際化ボランティア登録*を行い、いろいろな場合に対応できるシステムを確立するとともに、窓口での相談や情報の収集、発信体制の充実に努めます。

現況と課題

- ・友好都市である中国徳州市とは、研修生*の受け入れなど経済交流が盛んに行われてきましたが、今後は市民レベルでの交流が進むよう交流のあり方を見直す必要があります。また、友好都市に限らず、小・中・高校生や市民の外国との交流を推進する必要があります。
- ・本市における外国人が増加したことに伴い、市政情報などの多言語化を推進するとともに、日本語を習う外国人に対し、日本語教師を増やす必要があります。また、市民が外国人と交流する機会が少なく、多文化共生の意識が育ちにくいいため、継続的な意識啓発が必要です。
- ・各種団体が個々に国際化に関する活動を行っているため、外国人のための情報を一括する窓口やお互いの情報を共有し、相互協力を行うネットワークづくりが求められています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■国際関係講座・イベント開催回数	9回 (平成21年度)	11回
■ボランティア日本語教師養成講座受講者数	11人 (平成21年度)	20人

成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■国際交流に対する市民満足度	6.1% (平成20年度)	10.0%
■ボランティア日本語教師数	30人 (平成21年度)	35人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		重点	主な取組内容
6-8-1	国際交流の推進		・友好都市等との交流
6-8-2	多文化共生社会の推進	○	・意識啓発及び日本語教室の開催 ・国際交流活動の推進
6-8-3	国際化を進める体制づくり		・国際化都市づくり委員会等の開催

● 協働のまちづくりのための取組

行政	多文化共生のまちづくりのためのコーディネーターとして情報発信を行うなど、環境整備に努めます。
市民	それぞれの国の違いについて正しく知り、理解し認めあい、多文化共生の意識をもちます。
事業者	外国人の研修生、労働者の受入れとケアを行います。(雇い主) 外国人への偏見をなくし、平等な対応をしていきます。(販売者)



▲グローバルパーティー



▲多文化共生のまちづくりフォーラム

● 個別計画

- ・新居浜市国際化基本計画.....平成 20 年度策定



▲見守り活動

第3章 計画の推進

計画の推進

計画の推進

施策

基本計画

7-1.
開かれた市政
の推進

相互理解を深め市民主体の市政を推進します

1. コミュニケーション型広報の推進
2. 情報提供メディアの複合的な利活用
3. 対話型広聴の推進
4. 情報公開制度等の充実

7-2.
効果・効率的
な自治体経営
の推進

効果・効率的な自治体経営を進めます

1. 質の高い行政運営
2. 組織の効率化と職員の育成
3. 健全財政の維持
4. アセットマネジメントの推進
5. 広域行政の推進

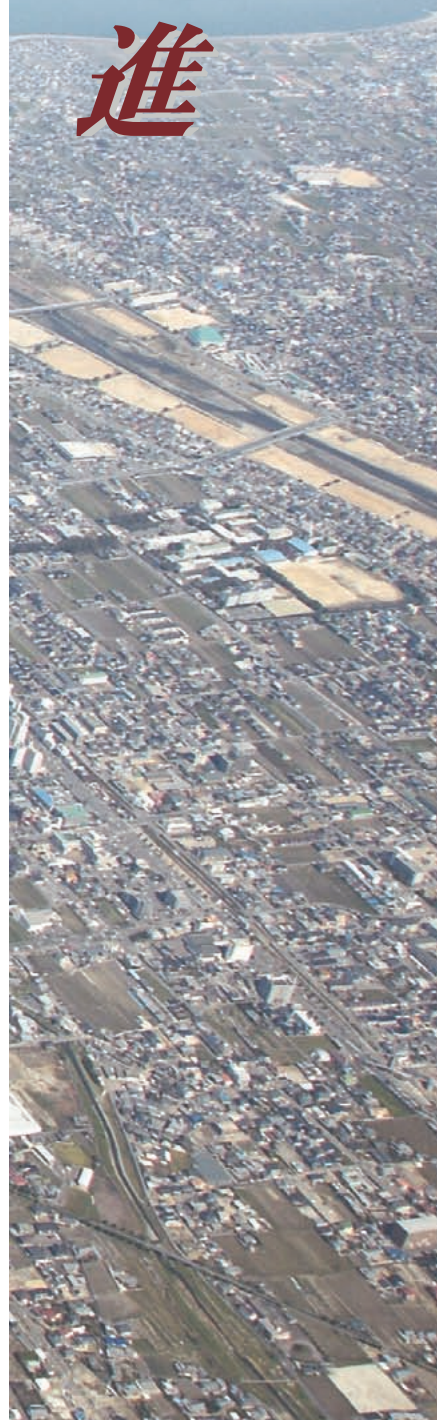
7-3.
情報通信技術
(ICT)の
利活用と市民
サービスの向
上

利便性が高く質の高い行政サービスを提供します

1. 行政機能の向上
2. デジタル基盤の整備
3. 情報セキュリティ対策の推進

7-4.
新市建設計画
の推進

新市建設計画（後期計画）を着実に推進します



開かれた市政の推進

望ましい姿 相互理解を深め市民主体の市政を推進します

取組方針

- ①多くの市民が、ホームページを見ることが可能となったという利点をいかし、写真等を活用したビジュアルな情報内容かつタイムリーな情報提供を図ります。広報番組においては市民参画など市民にとってより親しみのある番組づくりに取り組みます。また、市政だよりという紙媒体による特性をいかした広報により、情報提供を継続して行います。
- ②メールマガジン登録者数の増加を図るとともに、迅速、的確かつ積極的な情報発信に努めます。また、CATV、インターネットによる市議会中継を継続するとともに、市議会に関する情報提供の充実に努めます。
- ③積極的に住民参加型の集会等を開催し、校区の実情に応じた弾力的な運用に努め、地域課題の解決に取り組みます。
手紙、メール等による市民からの意見については、より多くの意見が寄せられるよう対話型の広聴の推進に取り組み、市政に対する市民の理解を得られるような体制づくりを行います。
- ④情報公開制度のさらなる充実に努めます。また、審議会等の公開や審議会等委員の市民公募、パブリックコメント*提出数の増加のための取組を行います。

現況と課題

- ・パソコン・携帯電話等の新たな情報提供メディアの急速な普及に伴い、それらの利点をいかした情報提供が求められています。
- ・CATVによる広報番組については、市民参加型番組等、親しみのある番組づくりが求められています。
- ・市政だよりについては、紙媒体の特性をいかした広報が求められています。
- ・まちづくり校区集会を毎年市内 18 校区において開催していますが、参加者が各種団体役員などに固定化されているため、広く市民が参加できるようにするための取組を行う必要があります。
「市長への手紙・メール」等において市政への意見を受け付けていますが、匿名による投書が多いため、市民と行政が相互理解を得るための効果的な手段を考える必要があります。
- ・審議会の公開や審議会等委員の市民公募、パブリックコメントなどの施策を行っていますが、さらに市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し公正で開かれた市政の推進が求められています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■委員公募している審議会等の割合	16.6% (平成 21 年度)	30.0%
■メールマガジン情報発信数	103 件 (平成 21 年度)	200 件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ ホームページアクセス件数	350 万件 (平成 21 年度)	430 万件
■ メールマガジン登録者数	2,191 人 (平成 21 年度)	4,000 人
■ 市政に関する情報提供や情報公開に対する市民満足度	40.0% (平成 20 年度)	50.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
7-1-1 コミュニケーション型広報の推進	○	・ 市政だより・ホームページ・広報番組による市政情報の発信 ・ 全国「にいほま倶楽部」*の充実
7-1-2 情報提供メディアの複合的な利活用		・ メールマガジンによる積極的な情報発信 ・ 議会の放映
7-1-3 対話型広聴の推進		・ まちづくり校区集会の開催 ・ 市長への手紙、メール等の実施
7-1-4 情報公開制度等の充実		・ 情報公開の推進 ・ パブリックコメントの実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	市政情報を、わかりやすく積極的に提供します。
市民	利用できるツールを利用し、情報入手を行い、市政に対する幅広い意見を提出します。
事業者	利用できるツールを利用し、情報入手を行い、市政に対する幅広い意見を提出します。



▲まちづくり校区集会



▲市政だより

効果・効率的な自治体経営の推進

望ましい姿 効果・効率的な自治体経営を進めます

● 取組方針

- ①効果・効率的な行政運営のため引き続き事務事業評価を実施し、長期総合計画に位置付けられた施策の達成度を管理するため施策評価への取組を行います。
新行政改革大綱の実施計画達成に向けた進捗管理の徹底を図ります。また、事業決定過程で市民の声を反映するため、引き続き補助金公募制度、パブリックコメントを実施します。
- ②定員管理について、より詳細な分析を進め、継続した適正な定員管理を行います。
職員の資質・能力向上を図るため各種研修を継続的に実施し、新たな行政需要・市民ニーズに対応できる職員の育成を図ります。
- ③バランスのとれた財政運営に向けて、適正で正確な収入を見込み、見込んだ歳入の範囲内での歳出予算を編成します。
一般財源のさらなる確保に向けて、広告事業の拡大、徴収率の向上、資金運用の効率化などに取り組みます。
- ④安全で安心な公共施設の整備に努めるとともに、効率的な管理を実施し、施設の有効活用と更新費用の平準化による財政負担の軽減を図ります。
- ⑤広域行政については、東予圏域での連携も視野に入れ、発展的事業展開ができるよう検討します。

● 現況と課題

- ・行政活動の結果を正しく評価し、事務事業の見直し等、行政活動の改善を図るため、事務事業評価を行っていますが、長期総合計画の達成度管理を行うため、施策評価の実施について検討する必要があります。
- 行政改革大綱2007の実施計画の達成に向け、年度ごとの目標を設定し取り組んできましたが、引き続き、新行政改革大綱に基づき行政経営改革に取り組み、効果・効率的な行政運営システムの確立を目指す必要があります。
- 事業の決定過程で幅広く市民の声を反映させるため、補助金公募制度やパブリックコメントを実施しており、今後も引き続き取り組む必要があります。
- ・定員管理調査に基づき人員配置を行っていますが、健全な財政運営のために引き続き適正な定員管理を行う必要があります。また、様々な行政課題や複雑・多様化する行政需要に対応するため、各種研修を充実させるとともに、ジョブローテーション^{*}により意欲あふれる人材の育成を図る必要があります。
- ・公債費、扶助費等の義務的経費の増加は財政運営の硬直化を招くため、堅実な財政運営を行い、収支の均衡を保つ必要があります。
- 地方分権の推進・市民要望の多様化等に対応した事業を推進するため、より一層一般財源の確保に努め、財政の構造を弾力性のある状態に保つ必要があります。
- ・道路・橋梁、市営住宅等の公共施設の多くは、高度経済成長期に急速に整備が行われたため、老朽化が進んでおり、近い将来一斉に更新時期を迎えることとなり、維持、補修、改築等の費用が大幅に増大することが見込まれることから、財政負担を軽減するための取組が必要です。
- ・広域行政については、現在、新居浜市と西条市で広域行政圏協議会を設置し、共同事務を行っていますが、今後は、東予圏域での連携も視野に入れた取組が必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■新行政改革大綱実施計画の取組率	—	100%
■基本研修開催数・特別研修開催数	20回 (平成 21 年度)	23回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■行財政運営に対する市民満足度	7.3% (平成 20 年度)	12.0%
■仕事にやりがいや意欲を感じている職員の割合	81.2% (平成 20 年度)	100%
■市債残高(市民 1 人当たり)	859 億円(68 万円) (平成 21 年度)	720 億円(60 万円)

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
7-2-1	質の高い行政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・長期総合計画の策定 ・補助金公募制度の実施 ・10 力年実施計画の策定 ・事務事業評価(行政評価)の実施と新行政改革大綱の取組
7-2-2	組織の効率化と職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修の推進 ・職員提案制度の推進 ・派遣等公募制度の実施 ・人事考課制度の充実と効果的運用
7-2-3	健全財政の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収率の向上 ・資金運用の効率化 ・適正課税の推進
7-2-4	アセットマネジメントの推進	○ <ul style="list-style-type: none"> ・各種施設の適正な維持、補修、改築
7-2-5	広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜・西条地区広域行政圏協議会の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	行政の質が高まったと実感できる市役所となる効果・効率的な行政運営システムの確立を目指します。
市民	事業の実施、評価の各段階における積極的な参画と、課題の共有に努めます。
事業者	広告事業への協力及び事業の実施、評価の各段階における積極的な参画と、課題の共有に努めます。

● 個別計画

- ・新行政改革大綱.....平成 23 年度策定予定
- ・新居浜市債権管理計画.....平成 22 年度策定

情報通信技術(ICT)の利活用と市民サービスの向上

望ましい姿 利便性が高く質の高い行政サービスを提供します

取組方針

- ①時代の変化に対応した窓口環境の改善整備と総合窓口システム（ワンストップサービス）を推進します。
 - ・多様な市民ニーズに対応したサービス時間の改善を図ります。
 - ・情報通信機能を活用すべく住民基本台帳カードの普及と市民サービスの向上を図るため住民基本台帳カードの多目的利用について検討します。
 - ・行政資料のホームページ上での閲覧に向け取り組みます。
 - ・市民の公金納付の利便性向上及び収納事務効率化のために、収納方法の多様化を図ります。
 - ・期日前投票所の適正な運営に必要なスペース、場所、人員配置等について検討し、増設が可能な環境・条件整備を進めます。
 - ・入札の公平性・透明性・安全性を高めるため、電子入札の範囲を拡大します。
 - ・住居表示実施地区の拡大について検討します。
- ②行政として、地域 WiMAX[※]の利活用（防災、消防、監視カメラ等）を図ります。また、災害・観光・市政情報では、地上デジタル放送のデータ放送、アナログ停波後のマルチメディア放送[※]、あるいはワンセグ放送[※]の利活用による、リアルタイムの情報提供を検討します。
- ③コンピュータウイルス等の情報収集に努め、有効な対応策を検討してシステム導入を行うとともに情報の漏洩を防ぎ、セキュリティ研修により職員の情報保護の意識を高めます。

現況と課題

- ・情報化社会の進展とともに市民サービスの向上及び事務の効率化のため、住基ネットシステムの稼働、個人情報保護対策、DVストーカー対策等に対する取組も実施してきたところですが、現在の窓口設備はその老朽化が著しく窓口環境の改善と多様な市民ニーズに対応すべき情報化への環境整備が必要となってきています。
総合案内については、市民からの問い合わせ内容が、多種多様にわたり、案内業務及び電話交換業務に支障をきたしています。
行政資料については、紙ベースでのみ閲覧可能なものが多く、電子化が求められています。
公金収納方法については、金融機関での窓口納付又は口座振替に限られています。市民の利便性向上と事務の効率化のために、収納方法の多様化を図る必要があります。
規制緩和及び選挙人への周知効果により、期日前投票の利用者が年々増加しています。一方で、投票所数が限られている上、スペースも手狭なことから混雑時の円滑な受付対応が求められています。
公共工事の競争性確保及び経費節減を図るため、入札契約事務の合理化及び一般競争入札の拡大が必要です。
地番で住居の所在地を特定することが困難な地区については、問題解消のため住居表示を実施することが必要です。
- ・情報通信技術が著しい進展を遂げており、有線・無線によるインターネット、地上デジタル・ワンセグ・マルチメディア放送等のインフラの整備とともに、有効活用が求められています。
- ・大量の個人情報収集、蓄積、利用されることから、個人のプライバシーが侵害される危険性をはらんでいます。情報の漏洩を防ぎ、セキュリティの確保を維持することが求められています。

● 活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■ 電子入札による契約の範囲	2千万円超の建設工事 (平成 22 年度)	全ての 建設工事
■ 超高速ブロードバンド*利用可能地域	92.9% (平成 21 年度)	100%
■ セキュリティ研修受講者数(累計)	958人 (平成 21 年度)	3,165人

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 行政サービスに対する市民満足度	15.6% (平成 20 年度)	25.0%
■ 建設工事の電子入札実施率	0% (平成 21 年度)	100%
■ ブロードバンド*・アクセス世帯普及率	35.0% (平成 21 年度)	60.0%
■ 情報漏洩事故件数	0件 (平成 21 年度)	0件

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
7-3-1	行政機能の向上	○ <ul style="list-style-type: none"> ・新電算システムの構築 ・住民基本台帳ネットワークシステムの整備 ・戸籍電算システムの管理運営 ・サービス日時の改善 ・電子入札の推進 ・住基カードの多目的利用システム導入の検討 ・窓口改修事業と総合窓口システム化(ワンストップサービス)の推進 ・住居表示実施地区拡大の検討
7-3-2	デジタル基盤の整備	・地域情報基盤の整備
7-3-3	情報セキュリティ対策の推進	・個人情報保護の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	市民の利便性の向上のため、安全・安心な情報等システムの整備に努めます。
市民	システムの有効な利活用に努めます。
事業者	システム整備等利用拡大のサポートに努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市情報化基本計画平成 18 年度策定

新市建設計画の推進

望ましい姿 新市建設計画（後期計画）を着実に推進します

● 取組方針

①地域の発展と住民の福祉向上を図るため、林道網の整備、市道の整備、別子山診療所の運営などの事業を継続し、また、別子山地区の飲料水供給施設の整備、筏津山荘の改築、駅周辺の整備など完了していない事業については、適正な進捗管理を行い、新市建設計画（後期計画）を着実に推進します。

● 現況と課題

- ・平成 15 年の旧新居浜市と旧別子山村の合併を機に、速やかな一体化の促進、地域の発展及び住民福祉の向上を図るため、計画期間を平成 15 年度から平成 25 年度までの 11 カ年計画として、新市建設計画を策定しました。
- ・新市建設計画では、4 つの将来像
 - (1) 歴史・文化に包まれた賑わいと交流のまちづくり（産業遺産群の保存活用、市道の整備、新居浜駅前土地区画整理事業など）
 - (2) 安心して、いきいきと暮らせる福祉と健康のまちづくり（別子山診療所の開設、防災行政無線の整備など）
 - (3) 文化と市民活動とが調和した集いと学習のまちづくり（別子山公民館の整備、小中学校の校舎改修など）
 - (4) 緑と水とをテーマにした循環と共生のまちづくり（林道網の整備など）
 を掲げ、魅力と活力に満ちたまちづくりを進めており、計画の着実な推進が求められています。

● 関連する基本計画

基本計画

1-1-2	地籍調査の推進
1-2-2	市域内幹線道路の整備
2-2-3	公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進
2-5-1	安心して安全な給水の確保
3-4-1	環境保全とふれあいの森林づくり
3-4-2	林業生産基盤の整備
3-6-2	近代化産業遺産を活用した観光の振興
3-7-1	公共交通の拡充整備
4-1-6	救急体制の維持・強化と地域医療の確保
4-5-1	住み慣れた地域での生活支援
6-1-3	防災体制の強化
6-2-4	消防団の活性化
7-2-4	アセットマネジメントの推進



▲地域バス「花ぐるま」



▲四通橋と第四通洞



▲アケボノツツジ

—あかがねのまち、笑顔輝く— 産業・環境共生都市

まちづくりの理念

理念1
市民が安全・安心を実感できるまちづくり

理念2
市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり

理念3
市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくり

理念4
子どもたちの未来に責任を持てるまちづくり

フィールド1：快適交流
～人が集い、快適で利便性の高い都市の実現～

施策	基本計画
1-1. 良好な都市空間の形成	働きやすく暮らしやすいまちをつくります 1. 計画的な土地利用の推進 2. 地籍調査の推進
1-2. 道路の整備	産業活動と市民生活を支える安全な道路を整備します 1. 広域幹線道路の整備 2. 市域内幹線道路の整備 3. 生活道路の充実 4. 道路交通安全対策の推進
1-3. JR新居浜駅周辺の整備	にぎわいあふれるJR新居浜駅周辺を整備します 1. JR新居浜駅周辺の公共施設整備 2. 駅南北一体化による新都市拠点の形成
1-4. 安心な住宅の整備	良質な住宅を整備します 1. 公営住宅等の整備 2. 住宅及び住環境の整備 3. 高齢者の住宅の確保 4. 住宅・住環境の防災性の向上
1-5. 公園・緑地の整備	市民に親しまれる公園・緑地を整備します 1. 既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実 2. 公園・緑地整備の推進 3. 総合運動公園整備の推進 4. 良好な景観の形成
1-6. 港湾の整備	産業と安心した市民生活を支える港湾を整備します 1. 物流の高度化に対応する公共ふ頭整備 2. 大規模地震対策施設の整備 3. 港湾・海岸施設の適切な管理と長寿命化

フィールド2：環境調和
～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

施策	基本計画
2-1. 地球環境の保全	地球環境に配慮したライフスタイルをつくります 1. 地球温暖化防止対策の推進 2. 地球環境問題の意識啓発の充実 3. 環境学習・環境教育の推進
2-2. 生活環境の保全	自然を大切にし、共に暮らします 1. 環境監視と連絡体制の充実 2. 環境保全の推進と意識啓発の充実 3. 公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進 4. 葬祭施設等の適正な管理の推進
2-3. ごみ減量の推進	限りある資源を循環させます 1. ごみの減量と3Rの推進 2. 地域環境美化活動の推進 3. 廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進
2-4. 下水道施設の整備	快適で安全な生活環境を整備します 1. 下水道普及率の向上 2. 下水道施設の維持管理・改築更新 3. 防災の充実 4. 潤いのある水辺空間の創出
2-5. 安心で安全な水道事業の推進	安心で安全な水を安定供給します 1. 安心で安全な給水の確保 2. 上水道の安定供給 3. 水道事業の経営基盤の強化 4. 工業用水道の安定供給 5. 工業用水道事業の経営基盤の強化

フィールド3：経済活力
～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

施策	基本計画
3-1. 工業の振興	創造と活力にあふれるものづくりのまちを推進します 1. 新事業展開の促進 2. 支援体制の強化・拡充 3. 産業を支える人づくり 4. 企業誘致及び立地の促進
3-2. 商業の振興	商業が発展し、商店街が活性化します 1. にぎわいと魅力あふれる商店街の形成 2. 商業の集積と機能の充実 3. 経営・販売促進への支援
3-3. 農業の振興	次世代へ伝え育む農業を推進します 1. 農産物の地産地消の推進 2. 農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進 3. 担い手の育成と営農支援体制の確立 4. 農業生産基盤の整備 5. 農産物のブランド化と高付加価値化の促進
3-4. 林業の振興	林業と環境の調和のとれた森林づくりを進めます 1. 環境保全とふれあいの森林づくり 2. 林業生産基盤の整備 3. 木材の加工流通の整備 4. 林業経営体の育成と就労体制の支援
3-5. 水産業の振興	海を守り将来へつながらる水産業を推進します 1. 漁業生産基盤の整備 2. 漁業協同組合の強化と漁業の担い手の支援 3. 環境にやさしい漁業の推進 4. 水産物の高付加価値化の推進
3-6. 観光・物産の振興	全国に誇れる観光地をつくります 1. 観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実 2. 近代化産業遺産を活用した観光の振興 3. 太鼓祭りを活用した観光の振興 4. 新居浜ブランドの育成・拡大 5. ホスピタリティの向上と人材育成
3-7. 運輸交通体系の整備	誰もが安心して便利に移動できる交通体系を確立します 1. 公共交通の拡充整備 2. 交通結節点機能の充実強化 3. 物流機能の充実強化
3-8. 雇用環境の整備・充実	安定した雇用創出と働きやすい環境をつくります 1. 雇用対策 2. 働きやすい環境づくり 3. 勤労者福祉の推進

—あかがねのまち、笑顔輝く— 産業・環境共生都市

フィールド4：健康福祉

～誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現～

施策 基本計画

- 4-1. 健康づくりと医療体制の充実
 - 生涯を健やかに過ごすことができる体制をつくります
 - 1. 地域と一体となった健康づくり
 - 2. 母子保健対策の推進
 - 3. 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療
 - 4. こころの健康づくり
 - 5. 感染症対策の推進
 - 6. 救急体制の維持・強化と地域医療の確保
- 4-2. 地域福祉の充実
 - みんなで共に助けあい、支えあう地域をつくります
 - 1. 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実
 - 2. 地域福祉活動の推進
 - 3. 地域福祉担い手の育成・確保
- 4-3. 児童福祉の充実
 - 安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ社会をつくります
 - 1. 多様な保育ニーズへの対応
 - 2. 子育て支援の充実と連携
 - 3. 子どもと親の交流の場づくり
 - 4. 子どもの居場所づくり
 - 5. 援助を必要とする児童・保護者への支援
- 4-4. 障がい者福祉の充実
 - 障がいがあっても自立できる生活を送ることが可能な社会をつくります
 - 1. 障がい者への理解と社会参加の促進
 - 2. 障がい福祉サービスの充実
 - 3. 地域生活の支援体制の充実
 - 4. 施設サービスの充実
 - 5. 障がい者の就労支援
- 4-5. 高齢者福祉の充実
 - 活力を持ち、支えあって暮らし長寿社会をつくります
 - 1. 住み慣れた地域での生活支援
 - 2. 介護予防の充実
 - 3. 適切で効果的な介護サービスの充実
 - 4. 高齢者の尊厳が保持される社会づくり
 - 5. 共に生き支えあう地域ネットワークの充実
- 4-6. 社会保障の充実
 - 安心して暮らせる持続可能な仕組みをつくります
 - 1. 生活の安定と自立に向けた支援
 - 2. 介護保険制度の円滑な運営
 - 3. 国民健康保険事業の健全な運営
 - 4. 国民年金制度の周知

フィールド5：教育文化

～市民の力が生まれ、次世代へ継承される社会の実現～

施策 基本計画

- 5-1. 学習活動の充実
 - 誰もが学べる環境をつくります
 - 1. 生涯学習機会の内容充実
 - 2. 生涯学習関連施設・機能の充実
 - 3. 高等教育機関との連携充実
 - 4. 図書館機能の充実
- 5-2. 地域づくりの推進
 - 住民主体の地域づくりを推進します
 - 1. 地域課題を解決する住民活動の推進
 - 2. 地域を担う人材の育成
 - 3. 郷土愛を育むための活動の推進
- 5-3. 家庭、地域の教育力の向上
 - 社会全体で子どもを育てる体制をつくります
 - 1. 子育て世代に対する家庭教育の充実
 - 2. 学社融合の推進
 - 3. 青少年健全育成の推進
- 5-4. 学校教育の充実
 - 生きる力を育みます
 - 1. 地域に開かれた特色ある学校づくり
 - 2. 社会変化に対応した多様な教育の推進
 - 3. 児童・生徒の健全育成
 - 4. 教育施設・教育環境の整備充実
 - 5. 幼児教育の推進
- 5-5. 特別支援教育の充実
 - 個々に適した支援を行います
 - 1. 早期からの教育相談・支援の充実
 - 2. 特別支援教育の充実・体制の整備
 - 3. 地域生活における自立に向けた支援体制の整備
- 5-6. 芸術文化の振興
 - 芸術文化の香りを未来に伝えます
 - 1. 芸術文化活動の推進
 - 2. 芸術文化施設の整備・充実
 - 3. 文化財の保護と活用
- 5-7. スポーツの振興と競技力の向上
 - いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しむことができます
 - 1. 社会体育の推進
 - 2. 競技スポーツの振興
 - 3. 施設環境の整備
- 5-8. 近代化産業遺産の保存・活用の充実
 - 生きた博物館都市を目指します
 - 1. 別子銅山の近代化に携わった人々に学び、伝承・発信を促進
 - 2. 別子銅山近代化産業遺産のネットワークの促進
 - 3. 別子銅山近代化産業遺産の保存・整備の推進
 - 4. あかがね基金の育成
 - 5. 多喜浜塩田文化の保存・継承

フィールド6：自立協働

～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

施策 基本計画

- 6-1. 安全安心な生活空間の形成
 - 自分たちのまちを自分たちで守ります
 - 1. 交通安全対策の推進
 - 2. 防犯対策の推進
 - 3. 防災体制の強化
 - 4. 安全安心のまちづくりの推進
- 6-2. 消防体制の充実
 - 大切な命と地域を守ります
 - 1. 警防体制の充実
 - 2. 予防体制の充実
 - 3. 救急救助体制の充実
 - 4. 消防団の活性化
 - 5. 消防の広域化
- 6-3. 消費者の自立支援と相談体制の充実
 - 賢い消費者、自立する消費者を目指します
 - 1. 消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化
 - 2. 消費生活改善の意識啓発と情報提供
 - 3. 適正な計量の推進
- 6-4. 男女共同参画社会の形成
 - 男女が意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をつくります
 - 1. 男女共同参画の意識の高揚
 - 2. DV対策（支援及び予防）の推進
 - 3. 女性の政策・方針決定の場への参画促進
 - 4. エンパワーメントの支援
- 6-5. 人権の尊重
 - 人権尊重のまちづくりを推進します
 - 1. 社会における人権・同和教育及び啓発の推進
 - 2. 学校における人権・同和教育の推進
 - 3. 人権擁護体制の充実
- 6-6. 地域コミュニティの充実
 - 地域力を発揮できる体制をつくります
 - 1. 地域コミュニティ活動への支援
 - 2. 地域再生への体制づくり
- 6-7. 多様な主体による協働の推進
 - 多様な主体が、異なる特性を補完しあい協働を推進します
 - 1. 推進体制及び制度の整備
 - 2. 人材の育成と自治体経営力の向上
 - 3. 中間組織への支援と連携強化
 - 4. ボランティアの推奨
 - 5. NPO活動への支援
- 6-8. 国際化の推進
 - グローバルな視点でまちづくりを推進します
 - 1. 国際交流の推進
 - 2. 多文化共生社会の推進
 - 3. 国際化を進める体制づくり

計画の推進

施策

- 7-1. 開かれた市政の推進

(基本計画)

相互理解を深め市民主体の市政を推進します

- 1. コミュニケーション型広報の推進
- 2. 情報提供メディアの複合的な利活用
- 3. 対話型広聴の推進
- 4. 情報公開制度等の充実

施策

- 7-2. 効果・効率的な自治体経営の推進

(基本計画)

効果・効率的な自治体経営を進めます

- 1. 質の高い行政運営
- 2. 組織の効率化と職員の育成
- 3. 健全財政の維持
- 4. アセットマネジメントの推進
- 5. 広域行政の推進

施策

- 7-3. 情報通信技術（ICT）の利活用と市民サービスの向上

(基本計画)

利便性が高く質の高い行政サービスを提供します

- 1. 行政機能の向上
- 2. デジタル基盤の整備
- 3. 情報セキュリティ対策の推進

施策

- 7-4. 新市建設計画の推進

新市建設計画（後期計画）を着実に推進します